

平成20年（2008年）紀北町12月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成20年12月 8 日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年12月16日（火）

応 招 議 員

2 番	中村健之	3 番	近澤チヅル
4 番	家崎仁行	5 番	川端龍雄
6 番	北村博司	7 番	玉津 充
8 番	尾上壽一	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1 番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 東 澄代	17番 松永征也
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告します。21番 谷節夫君から少し遅れるとの連絡を受けております。

まずは報告をさせていただきます。

一般質問の通告者が14人であります。今期定例会における一般質問の取り扱いについては、本日は5人、明日の本会議で5人、18日の本会議で4人ということで運営をさせていただきます。閉議時間である午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることにいたします。

次に、開発公社の理事会の開催については、18日の本会議終了後に開催させていただきたいということですので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わります。

川端龍雄議長

続きまして、奥山町長から報告事項の申し出がありましたので、許可することにいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日、議員の皆さまにお配りさせていただきました訴状につきましては、本年1月17日付けで、有限会社 浜千鳥リサイクルが津地方裁判所に提出された損害賠償請求訴訟に係る訴状と、同月29日付けで提出された訴状訂正、被告 紀北町長 奥山始郎から被告 紀北町代表者町長 奥山始郎に訂正するための申立書の写しです。

本年11月18日、津地方裁判所より本町訴訟代理人を通じて、第1回口頭弁論期日が来年1月15日に指定されたこと、答弁書の催告があったこと、業者側が訴状貼付用印紙代 360万円を同裁判所に納められたことにより、今月1日付けで弁論分離が決定されたことを受け、正

式な訴状が本町に送達されたものと判断し、その訴状の写しを本日配布させていただくものであります。

川端龍雄議長

以上で、報告を終わります。

川端龍雄議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議事日程朗読)

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

16番 東 澄代君

17番 松永 征也君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る12月 8 日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り5分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法であります。まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

おはようございます。7番 玉津充、平成20年12月議会の一般質問を行います。

今回は、行財政改革についてお伺いします。目的は厳しい経済不況の中、自治体においても早急な対応が必要であり、一層の歳出削減を提言するものであります。

さて、歴史的な世界同時不況の中、民間企業では非正社員の解雇や社員の賞与カットなど、生き残りをかけた改革が行われております。その結果、雇用の縮小や個人所得の減少により、実態経済はさらに厳しくなることが予測されます。

自治体への影響は税収など歳入の減少として現れてきます。これに対応するためには、行財政改革を強力かつ早急に進め、歳入の確保や経費削減など歳出削減が必要であります。

そこで、当町の推進状況と今後の進め方についてお伺いします。

まず、現状の推進状況であります。当町の行財政改革は、町長が諮問されました、紀北町行財政改革推進委員会により、平成18年4月18日に町長あての答申書が出されております。答申書はこれです。

この中には、町長がリーダーシップを発揮し、行政が十分危機意識を持つとともに、全職員が一丸となって行財政改革に取り組む必要があること、行財政改革大綱や具体的な数値目標を掲げた実施計画を早急に策定し、PDCAサイクルによる進行管理や毎年の内容見直しを実施して、住民にその結果を公表することにより、着実な推進を図られることを切望すると、記されております。

その後、平成18年6月に基本的な考え方と施策の方向を示す、紀北町行財政改革大綱が作成されております。行財政改革大綱はこれです。それに基づきまして、平成19年1月アクションプログラム、アクションプログラムはこれです。そして数値目標を掲げた行財政改革の具体的な取り組みという書類が作成されております。これがその計画表です。

す。

そこで、このアクションプログラムと行財政改革の具体的な取り組みの実施状況、目標に対する結果と今後の進め方についてお聞かせください。

次に、今後の重点課題についてであります。歳出削減と言いますと、行政は得てして補助金の一律カットや福祉予算の切り捨てが定番であります。当町においてもそのそしりは免れません。この手法では町の活力を削ぐことや、住民サービスの低下につながります。先日、燈籠祭の総会がありました。今年度の事業報告や会計報告がありましたが、実行委員会は、年々の補助金減額に危機感を募らせておりました。

また、稚魚放流などの漁業資源についても、例えば銚子川のアユ、アマゴの放流事業補助金は70万円であったものが、今年度は38万4,000円で、ピーク時と比べ45%削減されております。私はこのような削減よりも、もっと力を入れるべきことがあると思っております。その中でも重点課題は、塵芥処理費の低減だと思います。塵芥処理費は人口が減少しているにもかかわらず、年々増加をしています。さらに将来的にも灯油の高騰や三重県のRDF受け入れ料金の値上がりなど、危機的状況であると思われれます。

担当課の試算により今年度予算から算出しますと、ごみ1t当たりの処理費用は紀伊長島リサイクルセンターで3万5,800円、海山リサイクルセンターで2万8,400円で、海山リサイクルセンターのほうがトン当たり7,400円安価であります。海山リサイクルセンターに集約すれば、年間約2,750万円の経費削減と、灯油24万ℓ燃焼分の環境改善が可能となります。この件については私だけでなく、同僚議員からも今までの一般質問で指摘がありました。町長はどう取り組もうとしているのですか、お聞かせください。

以下の質問につきましては、自席にて行います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

玉津議員のご質問にお答えいたします。

現在の景気不況の中、地方公共団体においては税収の減少ということが予想され、また国の三位一体の改革である地方交付税の削減が行われる中、行財政改革の推進は重要課題だと認識しております。

このような状況の中、本町におきましても持続可能な財政運営を目指して取り組みを行っており、これまでの基金残高の推移につきましては、合併時残高10億6,000万円に対して、

平成20年度末見込みでは20億 7,000万円となり、約10億円が増額される見通しとなっております。また、地方債残高につきましても平成17年度末残高 146億円に対し、平成20年度末見込みでは 124億 8,000万円となり、約21億円が減少される見通しとなっております。

本町の行財政改革の取り組みにつきましては、平成18年6月に「紀北町行財政改革大綱」を、平成19年1月に「紀北町行財政改革大綱アクションプログラム」を策定し、行財政改革を推進しているところであります。

平成18年度から平成22年度までの5ヵ年計画である「紀北町行財政改革大綱アクションプログラム」の現在の間進捗状況につきましては、実施項目38のうち、すでに実施しているものは13項目あり、一部実施や取り組みを開始しているものは21項目であります。また、そのほか4項目については、現在検討を行っているところです。

実施した具体的な例といたしまして、海山総合支所を本庁に統合する組織機構の見直しや、指定管理者制度の導入、条件付一般競争入札の導入、町の施策について町民の皆様に説明を行う「出前トーク」など、新たな取り組みを行っております。

今後の進め方についてであります。行財政改革の取り組みを推進し、自主財源の確保や人件費の抑制など経費の削減を行いながら、できるものから実施してまいりたいと考えております。

また、平成19年2月の議会全員協議会におきまして「行財政改革の具体的な取り組み」としてお示しさせていただきました、平成19年度歳入歳出削減等見込み額の結果につきましては、歳入では、普通財産売払い、住民健診負担金の見直し、公民館講座負担金の見直し、町ホームページ広告料の導入など、合わせて 995万円の増加見込みの予定に対して、1,080万円の歳入増加となりました。

歳出では、人件費の抑制となる職員数の削減、特別職給料の見直し、管理職手当等各種手当の見直し、旅費日当の見直し、前納報奨金の廃止、環境マネジメントシステムの自主運営荷坂やすらぎ苑組合負担金の見直しなど、合わせて1億 5,000万円の削減見込みの予定に対して、1億 5,743万円の歳出削減となり、計画以上の成果があったものと認識しております。

しかしながら、地方公共団体を取り巻く環境は依然厳しいものであり、本町におきましても引き続き行財政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の重点課題としてリサイクルセンターの効率的な稼働による塵芥費の削減についてのご質問であります。町内には紀伊長島リサイクルセンターと海山リサイクルセンターの2箇所のRDF施設がございます。リサイクルセンターの効率的な稼働につきましては、

紀伊長島リサイクルセンターは1週間のうち金曜日にメンテナンス日を設定し、月曜日から木曜日までの4日間集中運転を行っており、そうすることにより、各機器の温度低下を極力抑え、立ち上げ時にかかる負荷を軽減し、稼働をスムーズに行うことにより、機器のダメージを抑え、また乾燥機内の温度を上げる時間を短縮できるので、燃料の削減につながっています。海山リサイクルセンターにつきましては、燃焼炉の内壁の補修工事を行ったことにより、燃焼効率が向上し、その結果、助燃時のバーナー使用時間が減り、燃料の削減につながっています。

現時点のリサイクルセンターの運営費用を申しますと、現状の2施設で稼働した場合は、約2億7,000万円、海山リサイクルセンターを休止して紀伊長島リサイクルセンターを稼働した場合は、約3億円、紀伊長島リサイクルセンターを休止して海山リサイクルセンターを稼働した場合は、約2億4,000万円になります。

経費の面で判断いたしますと、海山リサイクルセンター1箇所での稼働が一番安くなりますが、2箇所のリサイクルセンターとも1日8時間稼働で、各々約20tの処理能力であります。1箇所で稼働させた場合はごみの処理量の増加から時間延長をして稼働することになり、機械の消耗がこれまで以上に進むと考えられます。

また、時間延長に伴う稼働には地元自治会の同意を得ることや、環境影響調査を約1年行って、三重県に変更届けを提出しなければなりません。ほかにも1箇所の施設で稼働した場合は、ごみ収集委託料を現状より増額する必要がありますし、ごみの収集体制を整備する必要があります。

また、ご自分でごみを持ち込む方の中には、リサイクルセンターへ通う距離が長くなることになり、ご不便になると思われれます。ごみの量は通常は両区で1日30t前後ですが、お盆や正月の時期などは倍近くに増えることがあり、その時期は両施設を稼働することも考えられます。

以上のような課題はございますが、行財政改革の課題事項であり、より効率的な運営を行っていくため、これらの課題を一つひとつ解決しながら、1箇所の施設での稼働を目指して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

まず、行財政大綱アクションプログラムの取り組み状況についてであります。1つ目と

して、町税、それから国民健康保険料、水道料の徴収率が目標に対して未達であります。しかも前年対比でもですね、低下しているということで、この原因と今後の目標達成に向けてどう取り組むのか、聞かせてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町税の徴収率の未達成についてお答えいたしますが、平成19年度から税源移譲、つまり三位一体改革の一環といたしましてですね、所得税、住民税の税率が変わりました。このことによりまして、所得税の負担が軽減され、住民税は負担増となりました。個々の納税者の負担合計額は同じでございますけれども、当町の納税者におきましては税源移譲前の住民税の税率5%層が全体の78%を占めておりまして、税源移譲後の住民税の税率が10%に変わったことにより、19年度個人町民税の調定額が前年度比1億6,289万7,000円、収入済額で1億5,036万円の増額となりました。徴収率未達成の主な要因としては、個人町民税普通徴収分の徴収率が下がったことによるものと考えております。

次にですね、国民健康保険料の徴収率の未達成につきましては、その原因についてはですね、長引く景気の低迷等、納付意識の低下、執行部担当者ですね、広くその人たちの努力不足が考えられております。今後の進め方対策につきましては、広報活動による納付の啓発、これまでどおり早期の催告、それから口座振替の勧奨、差押え等強制徴収の検討、実施を図りたいと考えております。

それから水道料金もございましたですね。水道料金徴収率の達成状況につきましては、平成18年度決算では、現年度分目標値94%に対しまして、水道事業会計が2%減の92%、簡易水道特別会計が2.5%増の96.5%の徴収率でありました。平成19年度決算では現年度分目標値94.5%に対しまして、水道事業会計が2.3%減の92.2%、簡易水道事業特別会計が1.0%増の95.5%の収納率でございました。

目標未達成の原因につきましては、平成19年度から未納通知、督促状を発送し、支払いを促してまいりましたけれども、徴収を強化するまでには至っておりませんでした。今年度より広報による啓発、電話連絡、催告状の発送、戸別訪問の強化を行いまして、納付誓約を取り付けるなどの取り組みを行っておりますけれども、現在の滞納整理の取り組みに至るまで、時間を要したことが原因の一つであると思っております。

今後の進め方といたしましては、現在実施しております催告、徴収等を継続して取り組ん

でまいります。戸別訪問等により実態を把握する中で、全く誠意の見られない、非協力者につきましては給水停止など法的な措置を実施してまいります。

また、郵便局での窓口収納を検討するなど、滞納の未然防止、利便性の向上を図ってまいります。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

目標未達の理由、いろいろと聞かせていただいたんですが、この目標につきましては5年計画のですね、数値目標が出ておりますし、当町のホームページにもですね、この数値が記載されております。あくまでもその目標値ということを入れて、今後とも目標達成するようにご努力をいただきたいというふうに思います。

それから次にですね、さきほど説明がございまして実施項目38項目、それでですね、実施がされておる丸印がついておるのが13項目、また実施中であり、現在進行中のものが21項目、そしてまだ手がつけられてないのがですね、4項目ございます。この手がつけられなかった4項目につきまして、なぜできなかったのか分析をしてですね、計画を変更するとか、何らかの処置が必要じゃないかと、5年計画のうちの今年は真ん中の年なんだろうと思うんですが。個々の件についてはいいです。考え方についてお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この4項目につきましてはですね、まだ実施、つまり手がついてないんですけども、これは5年間のうち必ずやり遂げなければいけないと考えておまして、いろいろ担当の課のほうではですね、今後の取り組みについて熱心に議論をしておりますので、効果を出していきたいなと思っております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非ですね、そうしていただきたいというふうに思います。

それから3つ目ですが、これらですね取り組み状況の、いわゆるチェックの仕組みなんですけど、町長はですね、この取り組み状況のどのような方法でやられておるのかとか、結果

はどうなっておるのかですね、そういうチェックの頻度とか、どのような指導、どのような場でされておられるのか、その辺の仕組みについてお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはですね、7月に総務課で行財政改革の取り組み状況についてはヒアリングを実施しております。その結果の報告は受けておりまして、また重要案件についてはその都度報告を受けまして、指導を行っております。今後も適宜報告をさせてですね、指導をしてまいりたいと、そのように考えております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非これはですね、チェックの仕組みをつくって、そのとおり進めていってほしいと思います。

それでは次にですね、行財政改革の具体的な取り組み状況について、平成19年度の結果をお聞かせいただきました。その中で住民健診負担金なんですが、計画に対して実施率がですね40%と未達です。負担金を上げたわけですが、この負担金を上げたために検診数が減ったのではというふうな思いをするわけですが、その辺はいががなんでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

40%なんですが、非常に低いと思っております。負担金の見直しがですね、検診を受ける人たちの数を減らしたということではないかというご指摘は、それは全面的に否定はできないと思います。影響はいささかあるのではないかと思いますけれども、申し込み時の募集方法で平成18年度まで郵便で個人通知しておりましたけれども、19年度は町広報紙に申込書を折り込みましてですね、十分周知はしたんですが、町民の皆さんが戸惑ったのではないかと、そういう分析もしております。今後は健康、つまり検診者の数の増加につながるような募集の方法を検討してまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

この検診につきましてはですね、ここで効果をあげたとしても、効果如何によってですね、今後の医療費との関連が生じてこようと思うんです。その辺を精査しながらですね、進めていただきたいというふうに思います。

それから全体の達成率についてであります。歳入の達成率が108.6%、歳出の達成率が104.6%といずれもですね、目標を達成されておりまして、これにつきましては皆さんの努力に対して敬意を表したいと思います。

その結果を受けてですね、今年度20年度はどのような計画で進められているのか、項目及び目標値についてお示しいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

20年度はどのような計画なのかということでございますけれども、平成19年度の取り組みを維持しながら、職員の定員ですね、適正化計画に基づきまして職員減数、数の減数をさらに進めていく考えをいたしております。

それから、各項目については担当課のほうで説明をいたさせます。

川端龍雄議長

総務課長。

川合誠一総務課長

はい、それではお答えいたします。19年度に具体的な取り組みを行いましたものを、そのまま20年度におきましても継続して実施をしていくという立場から、現在、数値的にはですね、20年度におきましては、歳入におきましては187万5,000円の計画をいたしております。それから歳出につきましては、2億1,752万2,000円の計画をいたしております。さきほど町長が申しあげましたように、職員の減数等をさらに実行してまいりたいというふうに考えております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

その項目と目標等一覧でわかるものですね、こういう資料なんです。提出していただけますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今の議員の資料提出については、提出させていただきます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは後ほどよろしく申し上げます。

またですね、項目についてなんですが、項目の見直しもですね積極的に議論していただきたいというふうに思います。例えば、私これ19年度の見せていただきまして気がついたことで、例で申し上げます。例えば地方債の借り換えや返済、これはさきほども町長ありましたように、数十億円の単位でですね地方債減ってますよね。そういうようなことで、返済が済めば、そして、借り換えが進めばですね、支払利息等も減ってくるわけです。そういうことももちろん行財政改革の効果として、入れれるんじゃないかというふうに思います。

それから、教員住宅なんですが、入居率が2割だというふうに、約2割です。この前委員会でお伺いしました。その辺のことはどうしていけば良いんだろうかということ。

それから、先日ですねガソリンの価格が問題になりまして、新聞にも掲載されておりました。業務用車は25台あるんですが、全部必要でしょうか。またハイオクガソリンでしか動かないような車がありますので、見直されたらいかがでしょうか。

以上のような点ですね、まだまだ改革について追求するところがあるんじゃないかと思います。町長ですね、リーダーシップを発揮していただきまして、さらにですね、項目に加えてやっていただくようなことを考えていただきたいと思うんですが、考え方だけで結構です、町長いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がご指摘になられたことは、誠にそのとおりであると思います。借り換えなんかは非常に配慮することだけによってですね、かなりの削減が利息の削減ができるということでありまして、今後は新たな取り組みなどについて、数値化できるものは追加するなど、見直しを行っていききたいと、そのように考えております。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非、そのようにお願いします。

続きまして2点目のですね、リサイクルセンターの件についてですが、まず、当町のですね塵芥処理費を年度別に見てみますと、18年度がですね3億2,543万3,000円、19年度が3億6,296万4,000円でですね、18年度と比較して19年度が3,753万1,000円、111.5%になっております。さらに20年度の予算を見てみますと、今回の本会議にも修正予算が出されております。3億6,703万3,000円ですね。18年度と比べまして4,160万円の増額で、111.2%と、このように年々増えてきております。

そこでですね、先日、去る9月17日付けのですね、地元新聞の記事がありますので、それを紹介したいと思っておりますので、是非お聞きください。

紀北町議会教育民生委員会は、12日開き、付託された議案を審査、環境管理課の倉崎課長から一般会計補正予算に追加の衛生費について説明を受けた。RDFの乾燥に使う燃料石油の高騰で2,740万円を追加する。一般会計補正予算に衛生費のうち塵芥処理費に5,280万円を追加して3億5,720万円する。追加内容は紀伊長島、海山リサイクルセンターの燃料高騰による灯油代増額分2,740万円、海山リサイクルセンターのRDF成形機、同じく紀伊長島リサイクルセンターのごみクレーンの修繕費など2,500万円、当初予算編成時の灯油代は1ℓ当たり75円だったが、現在は132円まで値上がりしているための補正、灯油はRDFの燃焼や減量ごみを乾燥するために使う。紀伊長島リサイクルセンターで1年間で使う灯油量は84万ℓ、現在の価格で1億900万円、海山リサイクルセンターは36万4,000ℓ、4,700万円になる。いずれも1日のごみ処理量は約20tだが、紀伊長島リサイクルセンターはすべてをRDFにして年間2,200tを生産、海山リサイクルセンターは製造したRDFの4割を焼却するため、年間製造量は1,200t、19年度の両リサイクルセンターの管理費2億8,000万円のうち、紀伊長島リサイクルセンターは約1億8,000万円、海山リサイクルセンターは1億円となっている。海山リサイクルセンターは昨年ダイオキシン濃度が排出基準をオーバーしたため、3月から12月まで稼働を停止した。環境管理課では資源ごみなどを含めた19年度の塵芥処理費3億5,700万円と比較して、紀伊長島リサイクルセンターだけの稼働にした場合、年間の塵芥処理費は約3億5,000万円、海山リサイクルセンターだけの稼働の場合2億5,000万円と試算している。

という内容です。すなわちですね、海山リサイクルセンターだけの稼働にした場合は、1億円の削減ができるというふうに書かれておる内容であるのですが、この件について町長、どう思われますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどもご答弁をさせていただきましたけども、海山区のリサイクルセンターに統合したときには、約3,000万円の削減、経費削減ができるというふうな概算を持っております。1億円というのはいろいろ計算のやり方も違ってはいないかと思っておりますけれども、それはそれなりに記事の信憑性があるかと思っておりますけれども、これは私が統一した場合のことです。

それから、長島へ統合したときは3億円、海山へ統合したときは2億4,000万円、6,000万円の差があるということはわかります。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

算定の仕方によってですね、金額が変わっておるようですが、いずれにしても海山リサイクルセンターのほうが効率的ということによろしいですね。

それではですね、次にもう1つ新聞記事の紹介をしたいと思いますのでお聞きください。これは某新聞のですね、去る12月9日の「1年を振り返って」という題名の大紀町についての記事の中で、当町のリサイクルセンターのことが書かれておりますので、紹介をします。書かれたのは町長もご存じの記者さんであります。

柏木町長は引退表明に際して、合併後の施設の成果として合併の統合、保育園の整備、企業誘致を掲げたほか、旧3町村の地域の違いがある中で、生産基盤の強化、教育福祉に力を入れて成果があったと思うと話している。成果に対しては雄弁だが、同町の財政状態が県内29市町でも最低クラスであることを柏木町長は語りたがらない。平成19年度の財政力指数は0.226で、1つ上の南伊勢町が0.251で最下位、18年度の基金積立合計残高は16億7,000万円ほどで、地方債残高は100億円を超える。標準財政規模の実に2.5倍もあり、北牟婁郡紀北町と県内最下位を争う。紀北町は合併前にRDF施設を2箇所も建設した負の遺産が大きい。

という記事になっております。町長、これについてどう認識されますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今から振り返ってみますとですね、そのようにまとめて評価というか、評論されるわけなんですけれども、紀北町の中で旧長島町の場合は、このRDFに着手する時期がですね、3年ぐらいのズレがあったわけです。海山町のほうが早かったんです。そういうわけで、海山町としては人口約1万人に対しての20t、8時間の稼働というその基本線、大体よく似た数量で紀伊長島町もやったわけなんです。そのときは国や上部の団体もですね、そういうRDFへの指導があったわけですね、それが1つの時代的な特徴だったかなと思っておりますが、今となってみると、当時のRDF処理料はもっと別な情報が流れたわけなんです、安価に。

しかしながら、時代は移りまして、あと10年後にはですね、この前、県とこの運営委員会、そのRDFを県下で持っている団体との協議会の中で、それが大体了承されましてですね、トン当たり9,420円ということになりました。そういうふうになってきたので、よほどあれですね、しっかりと歳出削減、それから行政の効率化等を考えていかなければいけないと思っております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

いずれにしてもですね、もう2台はあるわけがございます。したがって、これからですね、いろんな課題があるといふうにお聞きしました。地域の問題だとか、環境アセスメントの問題、ごみ集約体制の問題いろいろあるようでございますが、この課題をですね、1つずつ解決しながらですね、やはり効率のいい、より効率のいい運転をしてですね、この塵芥処理費を下げていくということが、やはりこの負の遺産を抱えたうえにもですね、町民の皆さんに対する努めではないかというふうに思うわけでありませう。

例えば8時間で勤務しておると、それがですね人は何も変えずに16時間運転すればですね、その面では解決できるはずですよ。いろんなその課題についての解決いろいろと考えていただいて、今申し上げましたように、この負の遺産がゆえにもですね、経費削減、負の遺産がゆえにですね、経費節減をしていくのが努めではないかと思うわけですが、町長の決意をお聞

かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おっしゃるとおりにですね、負の遺産としては時代背景の中から、いろいろの条件によって生れてきます。これを1つずつ正確に、しかも確実にですね、この負の遺産を消去していく必要があると考えています。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

すでにですね、前年度海山リサイクルセンターのほうでダイオキシンの問題がありまして、紀伊長島リサイクルセンターの1基だけでその間、処理したという実績もございます。したがって、もし紀伊長島リサイクルセンターの設備が故障してしまえば、海山のリサイクルセンターに集中してやらなければならないということも十分考えられると思います。いずれにしても海山のリサイクルセンターをより多く活用することによってですね、経費が削減できるわけですから、さきほどから言われていました課題をですね、一つひとつ解決していただいて、早急にですね経費削減を図っていただきたいということを提言しまして、私の質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

これで玉津充君の質問を終わります。

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

皆さんおはようございます。平成20年12月定例会の一般質問を行います。

平成20年もいよいよ余すところ2週間余となりまして、間もなく1年が締めくくられようとしております。

今定例会におけます一般質問は通告のとおり、1つ、損害賠償請求事件の現状を明らかにし、安心して暮らせる紀北町に、この問題と。2点目は障害者自立支援法見直しの年を迎えて、障害者が人間らしく生きる制度にという問題。さらに3点目は障害者、乳幼児、一人親家庭など医療費助成制度の実施状況についての3つであります。

まず、通告順に従いまして、1番の損害賠償請求事件の現状を明らかにし、安心して暮ら

せる紀北町への問題から入ります。

すでにご案内のように、本年の1月17日、有限会社浜千鳥リサイクルが紀北町に対し、損害賠償請求を行いました今回の事件、間もなく来年1月で1年になろうとしております。3月の定例会の一般質問でも私も強調しましたように、本事件の重大性、並びに自治体に及ぼす影響の大きさに鑑みまして、来年1月弁論分離の決定がなされた今の段階で、その前にこの1年間の経過を振り返って、町民の皆さんに事実に基づいて、明確に現状を説明し、住民の方々の不安を解消すべきである。このことが非常に大切であると考えております。

そこで1つは、質問をいたしますが、損害賠償請求事件は、原告側が訴訟救助の申し立てを行いましたので、この訴訟救助の申立事件、これが1つの独立した事件として取り扱われました。平成20年（モ）第1号ということになっております。そしてこの訴訟上の救助申立事件が、本年の4月の30日に津地裁によって申立が却下をされました。さらに平成20年の11月の19日に名古屋高裁が原告側の即時抗告に対しまして、これを棄却するという決定を下しております。

これらはいずれも地裁や高裁における重要な決定でありまして、すでに議会に対しても報告をされております。この点については速やかに町民の皆様にご知らせをして、報告をして、そして町民の方々の不安をまず解消すべきだと考えますが、町長のこの点についての明確な対処方、対処の方針を問うものであります。

また町長は、本請求事件に関しまして、議会におきまして再三、訴状が来たら町民の皆様にご説明する、このように明言をされております。しかし、この訴状が来たらというのは、極めて俗っぽい言い方でありまして、民事訴訟法の第138条には、訴状の送達という項目がありまして、訴状は被告に送達しなければならないとなっております。このことについての町当局のほうの認識、受け止め方が極めてあいまいではないかといふふうに私は受け止めております。

私たちが議会報告を受けまして、議会での報告を受けまして、求められた資料によりまして、すでに損害賠償請求事件については1月31日の段階で、平成20年（ワ）第17号というふうに裁判所の受け付けが、受付番号が記されております。したがって、これは裁判手続きの問題になりますけれども、裁判所と代理人相互間におきましては、すでに訴状として早くから取り扱われていたのではないかというふうに判断がされます。

町長が再三明言してきました町民に対する説明の時期、つまり訴状が届いたらという時期は一体いつになるのでしょうか。この点についての町長の明確な答弁を改めて求めるもので

あります。

それから2点目は、平成21年1月の15日に弁論分離ということが決定をされました。裁判用語で弁論分離という問題、非常に町民にとっても、私たちにとっても馴染みにくい用語であります。新聞報道がずっと先行しておりますので、この点について町民の皆様はもとより、全体として十分な理解がなされないまま進行していくというのもですね、問題があらうと考えます。今回、この決定によりまして、調査でいただきました津地裁の書面によりましてですね、この損害賠償請求事件、いわゆる160億円余のですね、請求事件については従来、平成20年（ワ）第17号というふうになっていたんですが、今回、これをですね第17号の1とすると、そして1月の15日に行われる予定の弁論分離のこの事件についてはですね、同じく平成20年（ワ）第17号の2とするというふうに決定がされております。正式文書に記載されております。

この点についてですね、具体的な内容について町として説明できるでしょうか、もし説明ができればですね、この内容の意味をですね、具体的に説明を願いたいと思います。裁判用語でですね、非常に判断が難しいということであれば、また再質問の中で問題を質したいと思います。

それから今、非常に重要なのはですね、今回の弁論分離という問題、これは一般的な法解釈の観点でですね、一般論だけで解釈するんでなしに、今回の紀北町の現在のこの損害賠償請求事件の経緯のうえに立ってですね、今の弁論分離という取り扱いはですね、どういうふうになるのか、こういうことをですね、きちっと理解すべきだというふうに考えます。そのことを付け加えておきたいと思います。

さて、いよいよ来年の1月の15日にですね、弁論が開始されるということになります。いろいろ法律用語とか、あるいは法定手続きの問題はですね、弁護士に委ねるとしてもですね、全体のこの運動、この取り組みについてはですね、常に全町民とともにという観点をですね、この際、貫いていただきたい。このことを強く町にも求めたいと思います。そういう立場に立ってですね、自治体を守って、町民を守る、そういう町長の決意をですね、この際、明かにしていただきたいと考えます。

2点目は、障害者自立支援見直しの年にあたりまして、障害者が人間らしく生きる制度にという問題であります。ご承知のように障害者自立支援法がですね、施行されましてから2年半余になります。来年は同法の規定によりまして、3年後の見直しを行う年にあたります。

私たち日本共産党は、この障害者自立支援法を廃止してですね、人間らしく生きるための

新たな法制度を求めております。その趣旨は障害者の自立支援ではなくですね、実際には自立破壊になっている今の制度、この制度を廃止してですね、本当に一番として利用した福祉や医療サービスの原則1割を利用者が負担するという、この応益負担制度を廃止すること、2点目は、事業所に対する報酬を引き上げること、この2点については緊急に解決すべきであるというふうに考えております。

今日は、この制度がもたらす矛盾や実態について、よく実態調査をするように今までもしばしば求めてきました。紀北町における現実の事態、実態をですね、どのように把握しておられるか。さらに自治事務というのはですね、自治体の責任において行うというのが原則であります。そういう立場に立って、この点についてのですね、来年見直しが始まるという今の時点での町長の認識を求めたいと思います。

3番目は、障害者、乳幼児、一人親家庭などの医療費助成制度の実施状況についてであります。資料の請求をいたしまして、皆さんのお手元にもですね、本年9月1日現在の三重県下各市町ですね、実施状況一覧表が配布をされていると思います。この制度の実施状況を見ますと、紀北町の施策は極めて遅れているのが実態であると、このように考えております。

町村合併の行われました同規模の近隣の町より立ち遅れていたのではありませんね、決して福祉の向上とは言えないのではないかと考えます。福祉の後退を許さないという立場で改善すべきだと考えますが、この点についての町長として、今後の改善努力を是非約束してほしい、このように考えます。

以上で、第1回目の演壇での質問を終わります。あとは町長の答弁を得てですね、再質問は自席で行わせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

岩見議員のご質問にお答えいたします。

まず、損害賠償請求事件等の現状につきましては、議会全員協議会や産業建設常任委員会、町議会定例会で行政報告をさせていただいてきましたが、再度、現状をご報告させていただきます。本年1月17日付けで、浜千鳥リサイクルが本町に対して国家賠償法に基づく損害賠償請求を津地方裁判所に提起され、また、同時に、訴訟上の救助付与申立を行っております。

訴訟上の救助付与申立事件につきましては、本年4月30日付けで、津地裁が「業者の申立を却下」、本年11月19日付けで、名古屋高裁が、「業者の訴訟救助付与申立却下決定に対す

る即時抗告を棄却」現在、業者が同高裁の抗告棄却決定に対して、「許可抗告の申立」をされたことにより、同高裁で、その審理が進められているところでもあります。

次に、損害賠償請求事件につきましては、本年11月11日付けで業者側が、津地裁に損害賠償請求事件について「弁論分離」の上申を行っていましたが、12月1日付けで、津地裁が弁論を分離する決定を下しました。

この「弁論の分離」につきましては、同地裁の裁量により決定されたということで、非常に特異なケースであると認識しているところでもあります。

これにより、業者が請求された平成7年度から18年度までの損害額のうち、平成8年度分の損害賠償請求とこれに対する遅延損害金請求についての審理が開始されることになりました。これを受け、本町といたしましては、来年1月15日に開催されます第1回口頭弁論に向け、訴訟代理人の方々と十分協議を重ね、答弁書等準備書面で、本町のすべき主張、立証を行っていくなど最善の努力を尽くしてまいります。

次に、3月議会や6月議会で、「損害賠償請求事件の正式な訴状が届いたら、町民の皆様」に説明する」と明言していたが、それはいつになるのか、というご質問でございます。

本年11月18日、津地裁から本町の訴訟代理人である楠井法律事務所に、第1回口頭弁論期日が、平成21年1月15日、午後1時20分に指定されたことと、答弁書の催告についての電話連絡がありましたことと、業者側が訴状貼付用印紙代 360万円を津地裁に納められたことで、12月1日付けで、弁論の分離が決定されたことにより、正式な訴状が送達されたものと認識しているところでございます。

これらのことにつきましては、訴訟救助付与申立事件について、津地裁が申立を却下したこと、名古屋高裁が抗告を却下したこと、現在、名古屋高裁で許可抗告の審理が進められていることもあわせて、広報「きほく」等でわかりやすく説明させていただきます。町民の皆様のご理解とご指示が得られますようにしていきたいと考えております。

次に、弁論の分離についてであります。これは、民事訴訟法第152条第1項、所定の裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができることにより、今回、津地裁が同地裁の裁量によって、平成8年度分の損害賠償請求とこれに対する遅延損害金請求についての弁論を分離することを決定したものであると、そのように認識しているところでございます。

この弁論の分離といいますのは、1つの訴えにおいて、複数の請求がなされている場合に、そのうちの一部の請求を別個の口頭弁論手続きで審理する措置を口頭弁論の分離といいます。

これは、複数の請求についての審理、裁判を状況に応じて効率的に行うため、裁判所に口頭弁論を併合したり、分離したりする権限が与えられているというものであります。

今回の業者側の請求は、1つの損害賠償請求であり、平成7年度から平成18年度までの損害賠償請求が年度ごとに併合されているものでないと解釈しており、本件訴訟は、弁論の分離には該当しないと認識しておりますが、津地裁の裁量により、弁論の分離が決定された非常に特異なケースであると思っております。

これにより、先ほども申しあげましたように、業者側が請求してきた平成7年度から18年度までの損害額のうち、平成8年度分だけを切り離して、その平成8年度分の損害賠償請求と、これに対する遅延損害金請求についての審理が開始されることになりました。

これを受け、本町といたしましては、来年1月15日に開催されます第1回口頭弁論に向け、訴訟代理人の方々と十分協議を重ね、答弁書等準備書面で、本町の主張、立証を行っていくなど最善の努力を尽くしてまいりますので、議員はじめ町民の皆さまのご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。私といたしましては、損害賠償請求訴訟に対し、万全の態勢で臨み、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援の見直しについてであります。議員ご指摘のとおり、障害福祉サービスの利用者負担は、旧制度では本人と扶養義務者の所得に応じた応能負担でありましたが、平成18年度に施行されました自立支援法では、所得に応じて月額の利用者負担上限額が設定されたものの、原則、利用したサービスの1割を負担とする応益負担になりました。

しかし、本年の見直しで、減免制度の拡充が図られ、利用者負担上限額が引き下げられております。議員ご指摘の平成21年度に予定されている自立支援法の見直し時に、応益負担制度が廃止されるかどうかについては、現時点では不透明であります。

次に、障害福祉サービス事業所に対する報酬単価についてであります。新制度になってから単価改定があったため、障害福祉サービス事業所の運営状況が、厳しいものになったと認識いたしております。具体的には、居宅介護サービスの報酬単価の引き下げや、入所施設及び通所サービスの、定額の月額払い方式から、利用日数に応じた日額払い方式へ移行されたためと聞いております。

ただ、平成19年度から、前年同月との比較で9割の収入を保障する激変緩和措置が講じられ、また平成20年4月からは通所サービスの報酬単価の引き上げ措置により、一時の状況より改善されたものと考えております。

議員、ご要望の趣旨はよく理解できますが、現在の厳しい町財政の中では、町単独での措

置を講じるのは厳しく、障害者自立支援法の見直しの状況を見守りたいと考えております。

次に、障害者、乳幼児、一人親家庭等医療費助成制度の実施状況についてであります。初めに、障害者医療費助成制度の実施状況につきまして、ご説明いたします。

障害者医療費助成につきましては、身体障害者の方で障害等級が1、2級及び3級の方、知的障害者の方で知能指数が35以下と判定された方、また知能指数が50以下でかつ身体障害者等級が4級の重複障害の方、さらには本年9月より精神障害者等級1級の方も対象に、これらの方が医療機関にかかったときの医療費にかかる自己負担がないよう自己負担分を助成しているものであります。

その実施状況でございますが、平成19年度におきましては、年度末登録者数 732名、額にして 6,937万 2,424円を助成しておりまして、平成20年度におきましても登録者数 691名、助成金額 6,942万 7,000円を見込んでおります。

次に、乳幼児医療費助成制度でございますが、入院については義務教育就学前まで、通院についても、本年9月からこれまでの4歳児未満から義務教育就学前までの児童を対象に、自己負担がないよう自己負担分を助成しているものであります。

その実施状況でございますが、平成19年度におきましては年度末登録者数 422名、額にして 1,218万 3,076円を助成しておりまして、平成20年度におきましても、登録者数 713名、助成金額 1,444万 5,000円を見込んでおります。

最後に、一人親家庭等医療費助成制度であります。18歳未満の子どもを扶養している一人親家庭等の父または母及びその子ども、父母のいない18歳未満の子どもを対象に、医療費にかかる自己負担がないよう、自己負担分を助成しているものであります。

その実施状況でございますが、平成19年度におきましては、年度末登録者数 529名、額にして 1,485万 1,183円を助成しておりまして、平成20年度におきましても、登録者数 507名、助成金額 1,382万 4,000円を見込んでおります。

次に、議員ご指摘のように、現在本町が実施しているこれら助成制度につきましては、町財政も厳しいことから三重県と同じ制度内容となっておりますが、今後、内容の見直しについて検討させていただきます。特に障害者医療費の助成につきましては、他市町村に比べて遅れていることもあり、検討いたします。以上です。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでは、順番にですね再質問をいたします。少し答弁等の都合もありますので、まず第1番の損害賠償請求事件のほうから問題点を明らかにしたいと思います。

いよいよ弁論開始を控えてですね、今回1月15日の弁論分離の決定に伴い、いろんな措置が裁判所から指示されたということもあってですね、この時点で一応訴状が送達されたものとしてですね、広報でですね周知を図るということなんですが、非常に受動的ですね、町民への理解の求め方がですね、遅きに失するのではないかとこのように考えるわけです。最初の演壇での説明でも少し指摘しましたように、実態的にはですね、すでに1月31日の文書のやりとりの中で、この受付番号も付記されておまして、実際の訴状としてですね、取り扱われていたということが判断されます。

町民の方はですね、非常にこの問題、どのようになっているのかということですね、不安が広がっております。そのためにもですね、事実を照らして明らかになった点、重要な点についてはですね、速やかに町民にお知らせをする。そのことが今後の運動、いろんな町としての取り組みにあたってですね、町民の支持を得るうえからも極めて重大である、大事であるというふうに考えますので、そのことを繰り返しですね、議会の中でも要請しているわけです。もう少しですね、機敏な対応を、明確な判断を是非これからもですね、お願いしたいと考えます。

それで、今回の弁論分離についてのですね、町長の見解もさきほど報告されましたけれども、やはり今の段階はですね、訴訟救助の申し立てが津地裁においても、あるいは名古屋高裁においてもですね、却下や抗告棄却という重要決定がなされて、そのうえでのですね、今回の弁論分離の決定である。このことをですね、しっかり押さえておくことが必要だと思います。町民の皆様にもですね、その点は十分に周知を図っていただきたいと考えます。

確かに、まだ許可抗告がですね、されておりますので、最終決定には至っておりませんが、事態の経過を見れば明らかなように、わかりやすく言えば裁判というのは手数料を支払わなかったらですね、印紙を貼らなかったら裁判ができないわけです。その点で津地裁、あるいは名古屋高裁においてもですね、訴訟救助の申し立てについては明確に否定をされました。そのことをですね、重要問題として押さえて、町民にも十分周知するとともにですね、今後の対応をお願いしたい、このように考えます。まずその点についてですね、町長はどのように受け止めておりますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

正式にこの訴状が受理される。我々の認識としては、さきほど申し上げたとおりの3つの項目についてはっきりと認識をいたしましてですね、答弁書の催告、それから期日ですね、それからもう1つは印紙代を原告が貼ったということで、そのような代理人との協議のうえですね、町民の一部の方々は行政の訴状が届いたということについて、遅いではないかとおっしゃるけれども、またそれが法律上そのような認識すべきじゃないかという考え方もあるということをご理解いただきたいと思います。

それで、この事件につきましては、町民の関心は極めて大きいと認識をしております、私といたしまして全力を尽くしてですね、町民のご負担が極力少なくなるように努力をしてまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それですね、さきほど少し演壇の中で具体的に指摘をしたんですが、今回の弁論分離の決定の中で、裁判所のほうは最初のほうの損害賠償請求事件についてはですね、(ワ)第17号の1とすると、それから1として弁論分離については2とするというふうに、別件としてですね分離をしております。この点について、別に裁判所の裁量点というのですか、そういう点について改めて町長のほうに見解を求めるつもりはないんですけれども、最初に指摘をしましたようにですね、本件のこの書面の内容について説明できるのであればですね、説明願いたいし、それが無理ということであればですね、その点についてはいいんですけれども、その点、質問してありますので、答弁を求めたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これについては私見でも結構ですか、私の考え方で。これは160億円と、弁論分離ということが津地裁で決められたもんですから、1と2と分離したというふうに認識していますが、それと担当課のほうでもちょっと見解を述べさせます。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

失礼します。議員の質問にお答えいたします。

(ワ)の17の1がですね、これは国家賠償法に基づく有限会社浜千鳥リサイクルが、当町を訴えた事件の番号でございます。17の2のほうはですね、この平成7年から平成18年の損害賠償請求事件のうち、平成8年のみを対象にして今回起こされた請求事件でありまして、したがって、平成7年と平成9年から平成18年までの分については、それらと分離するということですね、平成8年度分の賠償請求事件ということで、17の1と2に分けられたというふうに理解をしております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それですね、さきほどちょっと町長は違った点で答弁されておるんですけども、私、強調したかったのはですね、今回160億円の、いわゆる当初の請求事件、これがですね、17号の1というふうに別枠になりました。この点についてはですね、いわゆる訴訟救助の申立を行っておって、それがまだ決着をついていないのですね、明確になっていないんですが、それとは分離をして、この平成8年度分の今回の17号の2とされたですね、事件についてのみ弁論が開始されるということになっておりますので、この点をですね、十分町民への周知にあたっては明確にしておくべきではないか、特に地方裁判所、高等裁判所におけるですね、現在までの事実、決定の事実というのはですね、非常に重いものがあるということをですね、重ねて申し上げておきたいと思っております。この点について異論はないでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が、今ご指摘あった、そして私と課長が答えた認識ですね。1と2、それをしっかりとかせていただきます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それではですね、次に障害者自立支援法の問題について、少し付け加えさせていただきます。この自立支援法の問題はですね、来年この法律の規定によりまして、3年後の見直しを行う年にあたるということですね、これから検討されていくわけです。県段階でもですね、

課長会議等が開かれて、こういった問題が行われいくと思うんですが、まず、最初にも指摘しましたようにですね、今回2年半余にわたって行ってきた経過によって、この実態を十分町として把握するということが、非常に大切だと思います。

この実態把握の段階でですね、町としてもこの点について、どのように判断をされているのでしょうか。そういった県からはですね、実態報告なんかが求められているのかどうか、このことも含めてですね、答弁をお願いしたいと思います。2点目の障害者自立支援法の問題です。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えします。実態把握なんですけども、県のほうから直接はですね、実態把握というふうなことは、指示は出ておりません。以上です。

それとですね、答弁漏れですみません。これまでの実態把握ということですけども、その点についてはですね、詳しくは実態把握というふうな細かいところまでやっておりませんが、さきほども町長がご答弁させていただいたようにですね、そのようなことで制度変わって、事業所のほうはちょっと経営的にもというのか、苦しいというふうなことは理解をしているところでございます。

それとですね、実態調査という点でですね、先日、紀北作業所のほうへもこのことでお伺いしたところですね、紀北作業所の場合は尾鷲市と紀北町から補助をしておりますので、その単価が下がってマイナスになった分は補てんされておるということで、苦しい中でもですね、経営はやっておるということをお聞きしております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

この問題はですね、介護の問題とも関連しますけども、いわゆる広域連合によって処理をされておるという点もありまして、どうしてもですね、自治体単独での対応がおろそかになるというたらおかしいんですけども、この問題は広域連合任せだというふうになりがちなんです。そういう点で、特にこの支援法見直しにあたってですね、法制度の見直しにあたって問題になっておるのはですね、この応益負担という形で原則1割のですね、負担を福祉の面でも医療の面でも、サービスの利用者に負担をさせるということが、非常に大きな重石にな

っておってですね、決局、工賃なんかについてもですね、もうその1万円という、1万円を超える負担によって、ほとんど収益が消えてしまうと、そういう実態になっておるということが、全国調査でも明らかにされております。

どうしても障害が重いほどですね、負担が重くなるという、この根幹がですね、応益負担制度という根本が間違っているんだということが、全国の実態でも明らかになってきたわけです。そして紀北作業所等の実態を聞きましても、なかなか町にはですね、いろんな要求は難しいんだけど、実態は非常に厳しいということを責任者の方も言うておられました。今の課長の答弁でもですね、そういうことが紀北作業所で聞いたらですね、そういうふうな状況であるという答弁でしたけれども、この事業所に対する報酬の引き上げもですね、どうしても欠かすことができないというふうになっております。今後、法制度の見直しにあたってですね、県段階でもいろんな協議が行われていくと思いますけれども、是非ですね、町自体としてのこの実態調査を踏まえて、現状にどういうところに問題があるのか、そういうことを十分ですね、今後反映をしていっていただきたい、このように強く思っております。まずこの点についてですね、町長の答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がご指摘する点も確かに事実としてあると思います。このような障害者の1割負担もですね、国が決めてきたのはそれなりの理由があるかと思えますけれども、それはやっぱり実施してみて、いろいろ改正をしていくのが本来であろうかと思えますし、そのことをよく認識してですね、その国の対応に期待をしていきたいと思えます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それではですね、今後の見直しにあたっての作業が、来年にかけて行われていくと思いますので、ただいま申し上げましたような点についてですね、十分反映をしていただいて、特に一番大きな問題である応益負担制度によるとですね、障害者の方への重い負担、その解消と、事業所に対する報酬の引き上げ等もですね、是非とも努力していただくようお願いして、次の3点目に入ります。

まず、実施状況、この3つですね、障害者と乳幼児と一人親家庭、いずれもですね、弱

者と言われる方々の問題です。この医療費の助成制度の実施状況、一覧表で見えていただいたらわかるように、紀北町は極めて市町の上乗せ実施というところがですね、遅れております。特に障害者医療費の助成の問題についてはですね、さきほど町長のほうは現在の実施状況を説明されたんですけども、それは一応わかっているわけです。私が問題にしたかったのはですね、他の市町と比較して、特に近隣町ですね、いずれも町村合併を行った町です。これらと比較してもですね、非常に実施状況に遅れがあるんじゃないか、これではですね、福祉の後退はないというふうなことを言いながらもですね、実際には他の近隣町よりも遅れていっている、この紀北町の実態、これを直視してですね、是非とも今後改善に努力を求めたいということですね、資料も配布させていただいたわけです。

障害者医療費の助成についてはですね、町で県制度のみの実施はわずかに当町と朝日町だけなんです、県下の町の中で。非常に遅れております。紀宝町、大紀町、南伊勢町といったですね、近隣町、いずれも町村合併をしたところですが、これらについても大きく立ち遅れております。

それから乳幼児医療費の助成制度についてはですね、県制度のみ実施はまだ比較的多いんですけども、すでに11の市町におきましてですね、単独の上乗せが実施をされております。

さらに一人親家庭の医療費の助成につきましてはですね、9つの市町において単独の上乗せが実施をされておるとい状況になっております。

いずれの項目についてもですね、南伊勢、大紀町、紀宝町といった近隣の同じく町村の合併を行った市町が実施をしているのにですね、紀北町はできていないというふうな実態であります。一目瞭然の状態でありますので、是非ですね、これらについて福祉の後退はさせないと、福祉を向上させるという基本点に立ってですね、一層の努力を求めたいと思いますが、まずその点についてのですね、町長の今後の決意をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘のことはよく理解をしております。今後、遅れとならないように努力して検討させていただきたいと思います。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それじゃ最後になりますけども、さきほどの答弁の中でもですね、今申し上げられましたようにですね、検討したいという町長の答弁でした。特に障害者の面についてはですね、十分検討をするという回答も前半にありましたので、是非ともですね、これらを参考にして、これは9月1日現在の調査でして、私ども県のほうで入手をしたんですが、担当課に聞きましたらですね、当町にもこれは全町にいつていると思うんですけども、こういった状況一覧表はですね、出されておりました。9月1日現在のものです。そういうことが十分に9月段階でもわかっておりますので、是非ともですね、最大の努力をしていただくようお願い、要望して、私の質問を終わります。

川端龍雄議長

これで、岩見雅夫君の質問を終了します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ただいまの議員と理事者との間の議論の中にですね、弁論分離の事件番号が違う云々という議論が重要な部分としてありましたけども、実は私ども、ほかの議員は誰も手元で確認できないんですよ。弁論分離の決定通知を私は資料として配布すべきやと思います。違っておる、違ってないということ自体が、ご本人はね、質問者はわかってますけれども、誰もほかの議員は確認できないわけですよ。今回の資料として配布されておる中ではないわけです。

あわせて、許可抗告の申立の通知もきておるはず。そういうものも議員の手元にはきてない。私は公開の席でこれはきちんと、広報に載せると言うんだったら、資料として配布されるべきだと思います。手元にはないですよ、本日。議長、出してもらってください。重要な議論ですからね。

川端龍雄議長

配布の請求ですか。

6番 北村博司議員

議長から、議長のご判断聞きたいと思います。事件番号が分離されておるとかどうとかいう議論ですね、(ワ)の17の1とか2とか、ご本人以外はですね、誰もそれ確認できないでしょう、見てないんやから。配布されていないんやから。

川端龍雄議長

配布させます。

川端龍雄議長

暫時休憩します。11時40分から再開します。

(午前 11時 20分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

川端龍雄議長

次に、4番 家崎仁行君の発言を許します。

4番 家崎仁行議員

4番 家崎仁行、議長から発言の許可をいただきましたので、平成20年12月議会定例会の一般質問に参加いたします。それでは事前に通告いたしました警報発令時における幼稚園、小中学校の登下校の安全確保と、その対応についてを質問いたします。教育長の見解をお示しいただきたいと思います。

質問に入る前に、今年発生した集中豪雨による被害等について振り返ってみたいと思います。9月18日から19日に発生した台風13号の影響による豪雨は、三重県南部に猛威をふるい、当町南部の総雨量も763mmに達し、相当危険な状況にあったと思います。

このとき、私は4年前の9月に発生した台風23号の影響による連続雨量800mmにも及んだ豪雨と、あの痛ましい水害による大災害の脅威を思い出さずにはいられませんでした。また、住民の方も同じ思いを持って不安で夜も眠れなかった方もたくさんいたのではないかと推察いたしております。

今回の集中豪雨による被害も、海山区、船津地区では道路の冠水や家屋の床上、床下浸水が発生し、中里地区ではJR紀勢線の往古川に架かる鉄橋の基礎部分の土砂が流出し、列車の運行を見合わせるなどの被害を被り、直ちに復旧作業が行われております。また銚子川で

は水位が急激に上昇し、またたく間に特別警戒水位を越え、橋脚下部の土砂の流出に加え、堤防をも浸食しかねない大変危険な状況に陥り、銚子川流域の 390世帯、約 1,000人に対し避難準備も発令される状況にありました。

町長におかれましては、大雨洪水警報と同時に、素早く対策本部を設置され、また翌日発令された暴風波浪警報にも引き続き対策本部を継続するなど、万全な危機管理体制を講じられたことに対し、感謝いたしたいと思います。

それでは、警報発令時における幼稚園、小中学校の登下校の安全確保と対応についてをお伺いいたします。

今回の集中豪雨による警報発令時の幼稚園、小中学校の児童、生徒の登校等に関する状況ですが、紀伊長島区では、幼稚園、小中学校とも午前中は授業を行いました。午後から気象状況等を考慮した結果、休校として児童、生徒を帰宅させるなど、一定の判断基準に基づいた安全対策が講じられております。

一方、海山区では、引本小学校を除く各幼稚園、小中学校では、早朝7時までに自宅待機の措置を決定し、その後は休校として児童、生徒の安全を確保する対策を講じられております。しかし、潮南中学校と引本小学校は同じ校区内にありながら、体位も相当成長している中学生が自宅待機等の措置を受けているのに対し、まだまだ体力も未成熟な引本小学校の児童が、あの豪雨の中、登校をしております。

もし、通学途中で万が一、事故や災害に遭遇したとしたら、町は、教育委員会は、学校長はどのような責任を負うことになるのでしょうか。異なった学校区においては、気象条件や地域の状況も変わるでしょうし、登下校の判断基準も違ってくることもあると思いますが、同じ学校区に属する問題だけに、異なった判断はいかかなのでしょうか、私は強く疑問を感じます。

教育委員会として、警報等が発令された場合、児童、生徒の登下校時の安全確保に対して各学校長への指導はどのようにされていますか。教育長のご答弁をお願いいたします。

あとは自席で質問いたします。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ご指名でございますので、家崎議員さんの質問にお答えいたします。

近年、温暖化に伴うと思われる異常気象の影響で、台風時に限らず、いつどこで集中豪

雨が起ってもおかしくない状況がございます。また、当地におきましては今議員さんおっしゃったように、平成16年の集中豪雨により未曾有の災害が発生して、このことは学校現場におきましても授業への影響はもとより、学校施設も大変な被害を受けました。

こういったことから反省しまして、各学校へはそれぞれ防災安全教育に力を入れるよう指導しておるところでございます。

お尋ねの警報時における幼稚園、小中学校への指導でございますが、原則といたしましては、三重県から示されております基準がございまして、台風時における暴風警報が出た場合は、生徒の登下校の指導ならびに授業実施についてという指示が出ておりまして、それに基づいて指導するよう指示しております。

それはどういうことかと言いますと、始業時前に暴風警報が発令されている場合は、自宅待機、11時まで待ってですね、11時を過ぎても警報が解除されない場合は休校としてもよろしい。それから2点目に、登校してしまってから暴風警報が出た場合はですね、これは速やかに下校させること、この2点が中心でございますが、ただ、地域格差、学校のおかれておる諸条件により、これらによることが学校運営上いちじるしく適当でないと判断された場合は、学校長の判断により、その都度適切な処置を講ずるものとするとしてですね、地域格差による差を認めております。

その他の警報についてはですね、大雨洪水警報等、暴風警報以外の警報については、学校長の判断というふうになっております。当日はですね、確か大雨洪水警報で暴風警報ではございませんでした。19日の途中11時ごろから暴風警報に切り替わったということでございます。ですから、長島地区はこの基準どおりやったわけです。

それから海山地区につきましては、さきほどのおっしゃったような大洪水の教訓がありますので、慎重にですね、これは構えまして、引本小を除く各学校は午前中から登校を自宅待機させまして状況を見て、11時に警報が出ましたので、正式に休校に入ったと、ただ、引本小学校は校区が狭いので、この登校にですね、不自由をきたさないと、それから途中に大きな河川もありませんし、登校してですね、勉強させたいという学校長の判断でございました。それで登校をこの教育委員会と相談のうえ、校長の判断を尊重いたしました。それで登校させました。しかし、11時に暴風警報が出ましたので、引本小学校のほうもこれは授業を打ち切りまして、下校させました。こういうことでございます。

それで、学校長というのはいよいよ学校における最高の責任者でございますので、この方を中心とした学校の判断についてはなるべく尊重したい。ただし、原則を逸れるとか、それか

ら安全上やはり疑義があるような場合にはですね、教育委員会としてもこれからも指導していきたい、訂正を、その方針を求める場合もあると、そういう方向でこれからもやっていきたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

家崎仁行君。

4番 家崎仁行議員

最近は、地球温暖化の影響によって、台風も大型化し、豪雨をもたらしております。また突発的なゲリラ豪雨も発生するなど、予想すら難しい異常気象が現出しております。本年に入ってからでも異常気象の影響による猛威は、東京都豊島区の下水道増水事故、神戸市、都賀川での増水事故などほか、愛知県岡崎市の大水害など、数え上げると切りがないほど痛ましい災害が発生しております。

気象状況が異常なまでに変化している昨今、警報発令時における学校、幼稚園の安全管理体制のあり方、すなわち学校待機、自宅待機や休校等の措置を今までのように学校長だけに任せたやり方で良いのか、少し疑問があります。私たち子どもたちの安全・安心を最優先したとき、教育委員会が指導的立場に立って、せめて紀伊長島区、海山区、統一した対策を講じるのも1つの方策かと思いますが、教育長の見解はいかがなものですか、ご答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

議員がご指摘のとおりですね、突発的なこのゲリラ豪雨というのは予想さえ難しいことがございます。ただですね、この紀北町の地形の特殊性といいますか、上里を中心とした船津地区が極めて降水量が突出的に多いという現状がございます。それから長島地区、あるいは島勝地区との降雨量の差、それからまたこれが暴風雨等になると風の強さなんかですね、また違って来るんですけども、そういうその地形上一律にいかないという場合がございますので、暴風警報につきましては、今議員さんがおっしゃったように統一していきたいと、できると思っております。校長に対してもですね、そういう指導をしていきたいと思っております。大雨とかですね、あるいは洪水という警報のときには、やはりその地域の状況を校長のほうから、もちろん報告をきちっと聞いたうえでですね、教育委員会としても一緒に調査してですね、そして個々で許可する場合も出てくるのではないかと思います。

ただ、教育委員会が常におっしゃるように、14校学校がございますので、この学校の状況を把握してですね、適切な指示を与えたいと思うております。ごめんなさい、中学校が4校で、小学校が12校、合併して増えましたので、なかなか難しいんですが、的確にですね、これを把握して指導にあたりたいと思うております。

川端龍雄議長

家崎仁行君。

4 番 家崎仁行議員

次に、台風や集中豪雨に限らず、いつ起こるかかわからない地震や竜巻などに対して、子どもたちが災害に巻き込まれないように、常に危機意識をもって日ごろから適切な安全管理に関する訓練を行っていく必要があるのではないかと思います。

具体的に地震が発生した場合、各幼稚園、小学校、中学校がとるべき対策等、教育委員会の指導体制や校舎の耐震強化対策など大きな課題であります。今、災害時に対応する学校の安全施策を、どのように展開しているのか、具体的な方策があれば、お示しいただきたいと思ひます。教育長の答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

学校での危機管理体制でございすが、各学校、各幼稚園とも年間のですね防災計画を策定し、それを文書化してですね、学校経営の柱に据えてもらうように要望してあります。そして学校要覧というのを5月までに、その1年間のすべての学校経営の内容がわかるような形で提出をしていただくわけですが、例えばここに持ってきたのは、船津小学校の学校経営でございすが、この要覧の中にですね、安全教育という柱を大きくとっていただいて、その中で1年間を通してさまざまな交通、あるいは災害、それから不審者に対する防御も含めた安全教育を実施してもらうようにお願いしてあります。

そこでは、大体ですね、月1回ぐらいずつは全校的なこの安全の訓練をやるということを軸にして、さまざまな案をここに各学校特色を持ったですね、計画を指示して実施してもらっております。

例えば、台風時の例が出ましたが、これはほとんど台風時の下校は集団で下校してもらうように指導してあります。その場合、どこへ集まってですね、どの地域はどの先生が担当して、どういうコースで避難するか、そういうことを各学校ごとに決めていただいてですね、

そして年間一度はそのとおりの実践を、子どもと先生と一緒にやっていただくと、いわゆる下校訓練というわけなんです、そういったものを行っております。あるいは地震の訓練、火事の訓練、そういうテーマを持って大体年間を通してそういう計画を実施できる、そういう計画をですね、各学校で練っていただいて、そして実践してもらっておるところでございます。

それから学校訪問、これは委員さんたちも、教育の民生委員さんの方々も学校訪問していただくわけですが、そのときに是非要覧にあるですね、この防災安全教育についての点検とございますか、学校側の計画を是非お聞きいただいたらなと思います。私どもも年1回の教育委員会訪問を通して、この面も念入りにですね、各学校長と連絡をとっております。それから月1回校長会というのを持っております、その都度こういった面をですね、議題にあげて論議をしております。

ご指摘のありましたように、安全ということが教育の中でも大事な分野になってまいりましたので、決して軽く見ずに一生懸命やっていきたいと思っております。

川端龍雄議長

家崎仁行君。

4番 家崎仁行議員

最後に学校が安全で安心して学べる場としてあるように、今後とも最善を尽くしていただきたいと思っております。問題が大きくなるかもわかりませんが、今一度、教育委員会と校長会が話し合い、災害は然り、どんなことが起っても不思議ではない今の時代に適した対策を考えていただきたいと思っております。教育長に再度答弁をお願いして、私の質問はこれで終わります。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

議員がおっしゃるとおり、学校は安全であること、安心してですね、教育活動が行われることが前提でございますので、今後とも安全管理に向けた対策を校長会、教頭会等、それから職員の職員等もですね、含めて意見を十分聞きながら、一緒に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

これで家崎仁行君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

(正午 0時 00分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時 59分)

川端龍雄議長

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

3番 近澤チヅル議員

3番 近澤チヅル、12月議会の一般質問を行います。

2008年も余すところ半月となりました。世界的金融危機、投機マネーを野放しにしてきたカジノ資本主義の弊害を受けて、暮らしがますます大変です。このままでは年を越せない、そういうニュースばかりです。世間の世相を表す漢字は変ですが、私はそれよりも捨てるだと思います。高齢者はうば捨て、若者は使い捨て、このごろは使う前に捨ててます。地方は切り捨て、政権は2代続けて投げ捨て、こういう政治を来年こそは変えていかなくてはなりません。希望を持って新年を迎えることができるよう、町独自の対策を求めて質問いたします。

1. 少子化対策について、自分の町にずっと住み続けたい。それは町民の最大の願いです。ところが高齢化が進み34.2%、9月30日現在、人口は合併時の2万800人から、1万9,653人と1,150人少なくなっていました。このままでは町の存在すら危ぶまれます。

ところが、0歳から4歳は559人、5歳から9歳は753人、19歳以下は合計で2,989人、15.2%です。一方で、65歳以上は6,716人です。子どもたちのにぎやかな声が聞こえる町でなくてはなりません。子育て支援は待ったなしの課題です。子どもは地域の宝です。新しい命がお金の心配なく、喜びの中で生れるよう、

(1) 妊婦健診と出産費用をすべて無料化をすることを町独自であることを求めます。妊婦健診は14回、すべて無料にです。今年妊婦健診の無料の回数は2回から5回になりましたが、まだ多額の負担が残ります。10月30日に発表された政府の追加経済対策に、妊婦健診14回無料化が盛り込まれました。さらに12月3日、無料化を要求してきた婦人団体、新婦人が厚生労働省交渉した場で、2009年、2010年、14回無料にするという回答もありました。

出産育児一時金については、現在全国一律35万円ですが、実際の費用には数万円不足します。来年1月からは38万円支給されます。しかし、これは素直に喜べません。産科医療補償制度が導入されるからです。分娩時の事故で子どもが脳性マヒになった場合に、補償を行う制度です。日本には医療事故の被害者を救済する公的な制度はなく、医療事故にかかわる訴訟の増加は勤務医の退職や医師不足を加速させる原因ともなってきました。ヨーロッパ諸国などは政府の責任で基金を積み立てして、医療事故の被害者を救済する無過失補償制度が整備されております。日本でもこの制度を創設すべきです。

来年1月からスタートする今回の制度、通常出産にもかかわらず子どもが脳性マヒになった場合だけです。そして基金の運用は民間会社に丸投げされます。これも日本だけです。補償金を支給するかどうかを決定する日本医療機能評価機構には、厚生労働省の元幹部が天下りをしていることから、透明性、公平性にも疑問があがっているという報道もあり、問題点がたくさんあります。3万円アップはこの制度への負担となり、本人の出産費用負担の軽減にはなりません。標準的な出産費用になるよう、町独自でさらに数万円上乘せし、費用を心配せず安心して出産できる環境を1日も早く整えるべきですが、町長の考えをお伺いいたします。

(2) つ目といたしまして、妊婦が病院に受け入れを拒まれ、亡くなるという痛ましい事件が起っております。安心して子どもを産み育てる環境の実現は緊急の課題です。紀北町周辺の周産期医療はどのようになっているのか、このような事件は起きていないのか、お伺いいたします。

(3) つ目といたしまして、保育料は自治体の子育て支援のバロメーターとも言えます。保育料、第3子以降の無料化を求めます。国の多子減免規制は、19年度から兄弟が保育所だけでなく、幼稚園や認定子ども園に入所する場合も対象になり、一律に年齢の低い子どもから第2子は5割、第3子は1割に軽くすることに変更され、当町でも実施されております。このことは高く評価いたします。私はさらに町独自として、人口は1世帯2人の子どもでは増えません。3人産んで初めて人口の増加にあたります。第3子以降は国の制度のとおり1割

ではなく無料にし、そして兄弟の年齢も18歳未満に拡大して、本当の意味での第3子を出産する条件を広げるべきだと思います。

保育所は児童福祉法の理念に基づき、国と自治体の保育実施責任、そして保育所運営の公費負担責任など、国や自治体の公的責任が明確に規定されています。24条には保育に欠ける状態にある子どもについて、保護者から申し込みがあったときは、市町が保育所において保育しなければならないと、市町のさらなる保育実施責任を明記しております。実施責任をさらに充実させるために町独自の対策をすべきです。町長の考えをお伺いいたします。

2番、臨時職員の待遇について、今、日本の各地で大企業の非正規労働者への大量解雇が行われております。町民もこのニュースに自分のことに置き換え、心を痛めております。でも、民間だけではありません。市役所や役場でも非正規化が進められています。自治体職員の非正規率は28%、8割は年収200万円以下という自治労の全国調査が発表され、官製ワーキングプアと呼ばれる実態が改めて浮き彫りになりました。全自治体を対象にした初めての調査で、臨時非常勤職員の総数は29万7,571人で、全職員のうち27.8%、一般の市や町村では30%を超えております。

紀北町ではどうなのか、今年4月に三重労連が自治体に依頼し調査した結果が出ております。これによると正規職員が230人、非正規職員は151人で、正規の占める割合は全体の60%、非正規は40%となっており、紀北町は全国や三重県内の非正規率25.9%をさらに10%以上高くなっております。その中でも学校給食、図書館など住民サービスに直結している部門で、非正規職員が正規の仕事をしながらか身分保証がなく、給与も低く抑えられていることが問題だと思います。

この現状を踏まえるように、今年8月の人事院勧告で臨時非常勤職員の賃金などに一定の改善が示されました。臨時職員の位置づけと待遇についてお伺いいたします。4月1日付けで臨時的に任用する職員の就業規定が紀北町でつくられております。臨時職員は地方公務員法22条で定められておりますが、どういう場合に採用できるか、任用には今度のこの規定の中には採用できる場合についての部分がありません。どのような定めになっているのか、お伺いいたします。

8月26日付けの人事院勧告は、非常勤職員に対する給与の支給について指針を定めたので、適正な支給に努めてくださいというものです。基本給については常勤職員との均衡待遇の考えを示しています。また通勤手当や期末手当の支給にも言及していることなど、恒常的な業務で働く多くの臨時非常勤職員の制度整備の必要性を認めたものです。紀北町としてはこの

勧告についてどのように対処するのか、お伺いいたします。

給食センター職員について、3年前の合併時9人だったベテランの調理員は労働条件の大改悪、最大で給料25%引き下げ、年間60万円余りというものにより、次々と職場を去りました。現在は2人になってしまいましたが、さらに1人の方は来年3月で定年退職と聞いております。9月には臨時職員4人を募集しましたが、応募はありませんでした。合併後採用の臨時職員とパート職員で業務を行っておりますが、連携して仕事ができるようになるには、3～4年は必要と言われております。このままでは子どもたちの給食に影響が出ると思われますが、町長の考えをお伺いいたします。

4番目といたしまして、司書資格を有する図書館の臨時職員の待遇についても伺います。現状はどうか、4月1日付けで任用されております就業規則の中の職種の中に、調理員、司書というものはございません。どうなっているのか伺います。労働基準法の労働の条件の原則、第1条、労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないと明記されております。町長、このような素敵な原則があるんですね、来年に向かって希望を持てるよう考えをお伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、妊婦健診についてであります。妊婦が母子ともに安全で健やかな出産を迎えるためには、定期健診が重要であり、少子化対策の一環として健診費用の負担軽減が、今、求められていることは承知いたしております。

受診に対する町の助成につきましては、従来から厚生労働省の指針に基づき実施してきており、平成19年度までは妊娠前期、後期あわせて2回のみでありましたが、本年度から5回の妊婦健診の費用助成を実施しております。

議員ご指摘のとおり、定期健診としては14回は必要であると考えられますが、それに対する費用助成の拡充につきましては、国の本年度第2次補正予算において補助金措置が講じられるとの情報もありますので、その動向を見定めたくうえで検討していきたいと考えられます。

また、出産一時金につきましては、国民健康保険では、平成18年度に30万円から35万に増額を行い、平成21年1月から産科医療補償制度にかかる保険料相当分3万円を加え、38万円とさせていただく予定にしておりますが、実質の出産費用の負担にあたる35万円についても、

国においてさらに増額に向けての検討がなされているということであり、今後、これらも国の動向を見定めたいうえで検討していきたいと考えます。

次に、周産期医療の充実についてであります。周産期医療については、管内には専門の機関はございませんが、尾鷲病院において、三重中央医療センターとの連携がとられており、搬送の必要な新生児への対応については、新生児ドクターカーで搬送し、また、緊急なお産については、救急車で三重中央医療センターへ搬送することとなっております。

万が一、三重中央医療センターで受け入れが困難な場合でも、三重中央医療センターから連絡をとり搬送先の確保をしていただけることとなっております。

次に、保育料、多子軽減、第3子以降の無料化についてであります。わが国では、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、晩婚化や未婚率の上昇などにより出生率が低下し、少子化が進んでいます。

急速な少子化の進行は、本町にとっても例外ではなく、この流れを変えていくため、子どもを生き育てる喜びを実感できる社会の実現が重要であり、社会全体での少子化、次世代育成支援の取り組みが不可欠であります。

こうした状況を踏まえ、地域に密着している児童福祉施設であります保育所は、次代を担う児童、また地域の子育て家庭にとって重要な支援機能を担っていると位置づけております。このことから、本町の保育料につきましても、紀北町保育の実施に関する条例施行規則によりまして、扶養義務者の負担能力に応じた7つの階層区分のほか、母子世帯、在宅障害児、あるいは障害者のいる世帯等を考慮し、国が定める徴収基準額ではなく、町の裁量により保育料を減額して保護者の負担軽減を図っております。また、同一世帯から2人以上同時に保育所及び幼稚園に入所している場合は、2人目の保育料を2分の1に、3人目以降は10分の1に軽減しているところであります。

保育料の多子軽減、第3子以降の無料化につきましても、ご指摘の趣旨はよく理解できますが、現在の県下の状況を見ても、1市1町しか実施しておらず、今後の他市町の動向も見極めながら判断していく必要があると考えております。

今のところは、これまでどおりの対応とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

次に、臨時職員の待遇改善についてのご質問ですが、現在、本町の臨時職員には、事務補助員と資格を有する技術補助員の2つの職種に分かれており、職種により賃金を決定してお

ります。また、福利厚生では、社会保険及び雇用保険への加入をしており、毎年、定期的に健康診断も実施しております。

臨時職員の賃金の改定につきましては、社会情勢の変化により、賃金単価の見直しを行っていくということが合併前から決められております。しかしながら、合併後におきましては、一般職の給与の引下げ勧告等があり、臨時職員の賃金改定を見送ってきております。

次に、臨時職員の採用につきましては、地方公務員法第17条及び第22条の規定及び本町の「臨時的に任用する職員の就業規定」の規定に基づいて採用をしております。基本的な考え方といたしましては、業務の都合並びにやむを得ない事情により緊急を要する場合において採用することとしております。また、恒常的業務につきましては正規職員を配置いたしますが、臨時的に発生した業務及び係員の事務補助的な業務に関しましては臨時職員で対応するようにしております。

次に、給食センターの調理員につきましては、栄養士の監督のもと、子どもたちが安全で安心できる、また、栄養価の高い給食をつくることのできるよう、現在、12名体制で給食センターの運営を行っております。

しかしながら、やはり、調理員の中には転職等によりまして退職される方もいらっしゃることから、業務に支障をきたすことがないよう、現在、一部臨時的に調理に携わっていただいている方もいます。

また、国の厳しい衛生管理基準に基づき、調理、配送及び清掃等の全過程を把握させるため、給食センター専従の栄養士を配置しております。このことから、現在のところ給食センター全体の安定した運営が図られているものと考えております。

次に、司書資格を有する図書館の臨時職員の待遇改善についてであります。紀北町には、町民センター図書室、多目的会館図書室及び児童図書館の3館があり、そのうち多目的会館図書室と児童図書館の2館に司書の資格を取得した者を配置しています。

募集にあたりましては、図書館管理業務臨時職員として募集し、応募資格に図書館司書か司書補の免許を取得している者か、取得見込み者としております。賃金等は「紀北町臨時的に任用する職員の就業規定」に準じることとしています。

さて、人事院勧告についてのご質問ですが、今年の人事院勧告では、その他の課題ということで、非常勤職員の給与についての勧告がなされていることは、私も認識しているところでもあります。

勧告の内容といたしましては、府省や官署によって給与の決定方法が異なっていることや

雇用期間や任用形態の問題及び常勤職員との待遇の不均衡等が指摘されております。こういった諸問題に対して、国におきましては、非常勤職員の在り方についての指針を策定することとありますので、本町といたしましても、その指針が示されれば、社会情勢の変化等も踏まえ、臨時職員の業務内容や職種等、さまざまな観点から待遇改善につきまして、それに応じて検討していきたいと考えております。以上でございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは、再質問をさせていただきます。

妊娠婦の14回無料と出産一時金の拡充についてなんですけども、国の動向を見て判断したいという状況ですけれども、お金を心配せずに出産することに、それは少子化対策なんですけども、国の動向といたしましては、さきほども言いましたけれども、厚生労働省も20年10月までに新たに9回分を国庫補助と地方交付税で、2分の1ずつ負担し、14回無料にするという、これ12月3日に厚生労働省に自分たちの要求を届けた新婦人の皆さんに回答しております。

国の動向はですね、その中でですね、2009年、2010年、2ヵ年だけ実施を踏まえるものではないと言っておるんです。2年間実施を踏まえて再検討する。14回無料の自治体が増えたら財政措置の効果があつたとして継続も可能になる。是非その訴えに行った皆さんから自治体に働かせてほしい、これは厚生労働省の答えなんです。だから国は私はこの方向に向かって進んでいると判断しますが、このことについて町長はどう判断されますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、申し上げたとおり、5回は町としてやってますね。それで今議員のご指摘によれば、厚生労働省は交付税で対応しているではないかというようなことなんです、私はちょっとその辺のニュースは聞いてませんので、担当課でよろしいですか、答えていただきます。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

ただいまのご質問なんですけども、私のほうもですね、最近、県の保健福祉事務所のほう

で確認をしまして、いただいたのはですね、そこまではいってないわけなんですけども、方針であると、固めたというふうなことで聞いておるだけで、そこらしの、その後、議員さん
がご発言されたですね、その後26回が上手いこといったら、そのあともというような情報は
ですね、得ておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

10月30日までの部分をつかんでいるということですね。そしてもう12月3日に、実際に厚生労働省へ行って交渉した結果がこうなんです。妊産婦の方はもちろん、人口を増やしたいというその皆の願いを持ってですね、毎年、厚生労働省と交渉して、署名をたくさん持って、これだけのことで行っているわけではないんですが、その中の1つとして、やっぱりこういう明確にこういう答弁があったんですから、私は来年度からは実施されるものだと理解しておりますが、もしこの予算が本当に付いたら、もう付く、臨時補正で出されると、臨時か、来年度の本予算で出されるか、そこら辺はよくわかりませんが、予算が決定されたら、すぐに採用して、このことについて実施すべきだと思いますが、町長の考えを再度伺いたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったことについてですね、情報を収集いたします。その結果ですね、国が措置するというのであれば、これは対応しなきゃいかんと思ってます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、確かなものになれば、14回無料も来年に実現できそうで喜んでます。

続きまして、出産一時金のことについてですが、3万円プラスされて、それが本当の出産一時金で自分たちの負担がなく出産できる金額ではないので、厚生労働省はそのことも多分認めたのだと思いますが、出産時に公的医療保険から支給されている出産一時金についても、来年度ですね、さらに上乗せして、初めのほうは出産費用は各都道府県で違うので、その上乗せすることについては、金額も給付金と同じで地方でどうしろとか、こうしようとか、い

いろいろ問題があったんですが、その後、これは12月13日の新聞なんですけれども、厚生労働省は出産時に公的医療保険から支払われる出産時一時金を全国一律で引き上げ、おおむね42万円にすることを10月12日のですね、社会保障審議医療保険部会に提案したと載っております。

そして20年10月から実施し、当面、11月3日までの時限措置とすることを提案したと言っておりますが、やはり私が町長に求めておりますように、国はこういう方向で進んでいるようです。このことについても町長の認識、このことについて町長のお考えはどうか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

新聞ではそのように報道されていると思います。そのことも聞いております、私も。しっかりとした確実なものとして受け止めたときにですね、きちんとそれに則った対応をしたいと思っております。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、国で予算化されたら即実施されると受け止めてよろしいでしょうか。お答え願います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国がそのように交付税等で措置するのであればですね、紀北町としてもそれに則って対応するというございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、社会保障費がですね、年間2,200億円削られている中で、出産の費用について国がこのように前向きに検討して、また実現化されようとしていることは、やっぱり紀北町だけでなく、日本全体が少子高齢化で大変な面がある中で、こういう前向きな予算だと思っております。

ので、是非、紀北町においてもですね、皆さんのお金の心配がなかったら、2人目を産もうかな、3人目を産もうかなという気持ちになると思いますので、妊産婦の方の希望、ましては町の全体の皆の希望でもあると思いますので、実現に向かって全力で頑張っていたきたいと思います。

続きまして、その出産一時金についてもですね、現在の制度では国保の場合、妊娠したときに国保のところへ来て、一時金、出産前に払う方法が実施されております。役場へ来て申請書をもって、そして産む病院へ行って、その証明をもって、また役場へ来てそれを申請して、出産時にですね、その上乘せになった部分、費用の負担がある部分だけを払ったらいいという仕組みになっているんですけども、今は。

このことについてもですね、妊産婦の方のそういう煩雑な手続きをなくして、現場でもうとにかく手続きをしなくっても、医療機関で自然にその制度が活かされるような動きも出ていると聞いておりますが、町としてどこまで進んでいるのか、調べていただきたいと思うのですが、どうなんでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

支援していく手続きが、簡潔なほうが基本的にいいと思います。だからそういうことがきちんと制度で決めてくるのであれば、国が。我々もそれに対応してまいりたいと思っています。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、是非お願いいたします。

そして、2番目の周産期医療についてお伺いいたします。周産期医療についてはですね、尾鷲病院に軽い部分をお願いして、もう産れる前から大変な状況のときは三重中央病院をお願いしているということだったと思いますが、実際にですね、産れる前から流産しそうとかいうときは、三重中央病院へ行くんですけども、2人目を産む場合なんか特に、お母さんは久居病院に入院してて、上の子どもはまた家族が世話をして、そしてもう本当に大変な状況なんですね。

だから、費用の面も向こうへ行けば大変ですし、そして未熟児が産れた場合、紀北町でもですね、母乳を冷凍して久居へ何ヵ月も赤ちゃんにその母乳を飲ませるのに運んで、苦労し

て本当に新しい命を大切に育てている。そういう例もございます。やはり近くにそういう施設があれば一番いいのですが、そのことについてはやはり総合病院を充実させていくことが、一番私はいいと思うんですけども、総合病院のほうもですね、この今回の三重労連のアンケートにですね、1日の平均外来者は518人、赤字が出て大変とっております。そして産婦人科、内科は医師不足の影響を受けておる。こういうふうに答えております。

今、公の公立病院の存続が問われているときでもありますし、今までの方針では私、地域のこの周産期医療も地域医療も救急医療も、市立病院だから尾鷲市にお任せしますという態度では、方針ではなかなか地域の皆さんの安全を守れない状況になってきているのではないかと思います。そのことについて、町長のお考えはいかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国が決めた若い医師のインターンとかですね、医局の制度が変わりましたよね。それが大きな原因で地方の医師不足が出てきております。安心・安全の紀北町をつくっていくということは、そのことも関係してくるものでありまして、万全な医療体制があれば、それに越したことはありませんけれども、今の状態ですぐにそれができるわけではないのですね、それぞれの確に対応していかなければならないと、そのように思います。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

尾鷲市のほうからですね、紀北町に、紀南病院なんかも紀宝町と御浜町で組合立でやっている病院で、そこでも赤字で大変という、こういう結果が出ておりますので、やはり尾鷲市の市立病院ですけども、それに対しての町として財政は大変ですけども、やっぱり町民の命を守っていくという点では、総合病院の存在は特に海山区の住民にとっては欠かせないものだと思いますので、もし私心で結構ですので、総合病院のほうからそういう働きかけがあったら、私は応えていくべきだと思うんですが、町長いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

昨年が何というか行政代表できたわけではないけれども、打診はというか、そういう時間

がありましたけれども、これはね紀北町にとって非常に大事な問題、重要な問題です。これはいろんな人の意見、もちろん議会も議員の意見も聞きながらですね、判断をしていかなきゃいけない問題で、まだその段階まで至っておりません。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

段階に至っておりませんということですが、状況としてはもうそんなことを言ってられないような状態になってきていると思いますので、是非、奮闘をお願いいたします。はい。

続きまして、第3子は町独自ではやらないというお答えだったんですけども、平成18年度はですね、子どもが123人生れました。でも人口は353人減っているんです。そして19年度は89人生れましたけれども、436人減っております。やはり3番目が生れないと、この人口の歯止めがかからないんですけれども、増えないんですけれども、それについてもどうやって認識されているのか、お伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

少子高齢化というのは、これは国の政治家も考えておられるようにですね、日本にとっても地方にとってもですね、大変重要な問題でありまして、このどうしても少子化と人口減はくい止めなければいけない。国力の大きなマイナスになっていくのではないかと、その認識は私も共有しております。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、それでは時間もなくなりまして、臨時職員の待遇改善に移ります。

さきほども言いましたが、この臨時的任用職員の就業規則の中にですね、調理員と司書とかないですが、それでも臨時職員のこの規定に沿って金額も考えているというお答えでした。そのことについてはどうなのでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さまざまな観点からですね、採用についても検討をしてみたいです。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

さまざまな観点でということですので、臨時職員も、そして調理員も資格を取ったすべてのことに関して検討をするって、判断してよろしいんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

人事院のね勧告というものを、今、策定しているというふうに聞いてます。その策定に基づいてですね、対応していきたいと考えてます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

策定に基づいて、ちょっとよくわからない返事だったんですけども、人事院勧告についてですね、8月26日に出されたのは、その正職員の初任給の金額に近い数字を出せというのが、出すべきだというのだったんですね。そうすると時給は782円になるんです。高卒の正規職員の初任給から換算すると。

ところが、紀北町は725円、まだ差があります。80円、そして三重県の最低賃金は701円ですので、それは守っているんですけども、今年11円か12円上がりました。社会情勢に沿って上げていく、そしてまた人事院勧告の勧告は782円を出しているんですね。そして三重労連が行いましたこの自治体アンケートでも、それ町長、これ三重県知事や各市長町長にも届いていると思うんですけども、職員の時給改善がこの1年間で11自治体であったと言っております。

そしてその中でも、度会町がですね、857円から1,200円に上がった。事務職員給料ですね、こういう例もありますので、是非賃金の見直しについても考えていただきたい。そして特にこの就業規則に載っていない調理員、司書は改善すべきだと思います。今、調理員の方はですね、大変な重労働の中で、責任をもって仕事をしておられます。合併時のときは1人約100食つくるんですけども、仕事は大変だけれども私たちは給食をつくることに誇りを持って仕事をしていると言っていました。

ところが今はですね、もう責任が重くなって、もう大変、私はもう持ち堪えられない、仕事に喜びを感じるどころか、もう去りたいような労働条件に変わってきております。そのことについて、やはり町長の考えもそうですが、教育長に最後に担当する教育委員会ですので、是非その職員の給食現場の大変な現状をですね、町長にも訴えて連携をもって改善すべきだと思いますが、教育長の考えはどうか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

給食センターの調理員につきましては、現在のですね、条件下で本当によくやっていると思って感謝しております。これにつきましては、町の他の臨時職員と同じようないろいろな問題がありますので、人事、町長部局とですね、十分話をしていきたいと思っております。

川端龍雄議長

持ち時間が過ぎましたので、これで近澤チヅル君の質問を終わります。

続きまして、14番 中本衛君の発言を許します。

14番 中本衛議員

14番 中本衛、平成20年12月定例会の一般質問をさせていただきます。

私からは、地上デジタル放送への円滑な移行推進についてお伺いします。

地上デジタル放送への完全移行が、2011年7月24日まで2年8ヵ月を切り、本日より数えますと950日後には現在のアナログ放送が終了されます。地上デジタル放送の魅力は音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質、高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある方にも配慮したサービスや携帯端末向けサービス、通称ワンセグと言いますが、これらの充実などが期待されています。また双方番組や災害情報など、暮らしに役立つ情報番組などが提供される予定でございます。

総務省が今年9月に行った最新の調査では、地上デジタル放送対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了時期についての認知度は75.3%でございました。公明党は地上デジタル放送対策の取り組みとしましては、青年委員会が2006年11月から2007年1月にかけて、視聴者の負担軽減を求める署名活動を実施し、約326万人の署名簿を当時の安倍晋三首相など関係閣僚あて提出し、地上デジタル放送への円滑な移行、視聴者の負担

軽減、経済弱者への配慮などを政府に要望してきました。こうした公明党の要望を受けて、総務省は今年7月24日、低所得者への受信機器の無償配布などを柱とする地上デジタル放送推進総合対策がまとめられました。そこで紀北町における視聴者に配慮した支援策や今後の取り組みについて、お伺いいたします。

まず初めに、紀北町のケーブルテレビ加入率は紀伊長島区98.1%、海山区60.9%であり、海山区の加入率が低いのでありますが、地上デジタルテレビ放送の領域を見ますと、このまま2011年を迎えた場合、地上デジタル放送対応のテレビやチューナーを設置しても受信できない地域があり、また、受信できる地域でVHFのアンテナからUHFアンテナに取り替えなくてはならない家庭が出てくることも予想されます。今後このような家庭ではZTVに新規加入するのではないかとも思われますが、この中には低所得の家庭も含まれますが、ZTV新規加入者に対して行政としてZTVに加入料金や工事費用など、低価格で加入できるような対応ができないのか、お伺いします。

次に2点目につきまして、高齢者、障害者等へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げていますが、本町ではどのように取り組む方針かも、お伺いします。

3点目、町所有建物の影響により受信障害を及ぼす恐れのある世帯の把握など、受信障害対策についてどのように取り組む方針ですか、お伺いします。

4点目、地上デジタル放送移行に伴って、工事が必要ななど言葉巧みに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなどの事件が全国で発生していますが、悪質商法への対策は当然のこととして、地域住民への周知徹底対策をどのように考えていますか、お伺いします。

最後の5点目としまして、大量廃棄が予測されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針かの、以上5点をお伺いし、演壇での質問を終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中本議員のご質問にお答えいたします。

地上デジタル放送への円滑な移行推進についてであります。テレビ放送のデジタル化につきましては、通信や放送などに使える電波は無限ではなく、ある一定の周波数に限られていることや、現在の日本では、使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されていることから、テレビ放送をデジタル化し、空いた周波数を他の用途へ有効利用することを可能にいたします。

また、アナログ放送では、受信者に届くまでに雑音で映像や音声が劣化したり、高い建物などの反射によるゴーストが起きることがありますが、デジタルテレビ放送ではゴーストはなく、高品質の映像、音声が届けられます。さらには電話回線やインターネット回線をつなぐことにより、テレビ局と双方向に情報のやりとりも可能となります。このことから、現行のアナログテレビジョン放送は、2011年7月に地上デジタルテレビジョン放送へ完全移行される予定となっております。

まず、ケーブルテレビ未加入世帯が新規で加入する場合、低工事価格で加入できるよう行政として対応できないかのご質問ですが、11月末現在の町内ケーブルテレビ加入率は、紀伊長島区で98.1%、海山区で60.9%となっております。新規加入者への町としての支援ではありますが、海山区内には難視聴地域において有線テレビ事業を行っている業者もおられることから、現時点において、町としてケーブルテレビの新規加入者に、支援を行うことは考えておりませんが、株式会社ZTVに対し、これまでと同様に、初期費用の割引等のキャンペーンを引き続き行っていただき、加入の促進を図っていただくよう要請してまいります。

2つ目の高齢者、障害者等への受信説明会についてのご質問ですが、テレビ放送がアナログ放送から地上デジタル放送への移行につきましては、広報紙によりこれまで3回ケーブルテレビの文字放送により2ヵ月間連続して町民を対象に広報を行っておりますが、高齢者や障害者に特化した受信説明会は行っておりません。引き続き啓発活動を実施するとともに、総務省において全国に設置されました受信相談の拠点である、テレビ受信者支援センターにおいて、高齢者等を対象に説明会や訪問説明等を実施されることになりましたので、町といたしましても、テレビ受信者支援センターとともに、積極的に高齢者や障害者に働きかけ説明会等を実施してまいります。

3つ目の町所有建物の影響による受信障害対策についてのご質問ですが、現在、国において地上デジタル波の受信状況調査が行われており、その結果を踏まえ町所有建物の影響による受信障害がある場合は、国、県等と相談のうえ、対応を検討してまいります。

4つ目の地上デジタル放送移行に伴う悪質商法への対応についてのご質問ですが、広報紙、行政放送等を活用して注意喚起をうながすとともに、特に高齢者や障害者等への周知につきましては、高齢者や障害者の会合等へ出向き啓発に力を注いでまいります。

5つ目の大量廃棄が予測されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針かのご質問ですが、ご指摘のように、地上デジタル放送移行前に、これ

までの古いテレビが大量に廃棄されることは十分予想されますが、現在、テレビを小売業者から買い換えで購入する場合は、小売業者は購入者からリサイクル料金をいただいて処理しています。

また、個人でテレビを廃棄される場合は、郵便局でリサイクル券を購入していただいて、海山区は海山不燃物処理場に、紀伊長島区は環境衛生センターに持ち込んでいただき、特定家庭用機器廃棄物運搬分として1個につき1,000円の負担で、町から処理業者に搬送しております。

なお、搬送につきましては、これまで新宮市までの搬送となっておりますが、今年10月から尾鷲市までの搬送となります。

地上デジタル放送への移行により、今後、大量のテレビが町の処理場に持込まれることも推測されますが、十分対応できるように受け入れ態勢を整備してまいりたいと考えております。また、古いテレビが、不法投棄されるのではないかと危惧されるところでありますが、町といたしましては、定期的に職員による環境パトロールを行ったり、不法投棄禁止の看板の設置や広報紙等での周知活動に努めていくとともに、悪質な不法投棄には警察と連携して対応してまいります。

また、高齢者世帯等で、リサイクル券を購入に行くことができない体の不自由な方には、リサイクル券と町の搬送手数料を負担していただきましたら、従来の粗大ごみと同様に町が収集にまいりたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

それでは、再質問させていただきます。

初めの、まず1点のZTV区画での新規加入対応についてでございますが、行政放送はZTVしか視聴ができません。行政の報告や募集、お知らせなど周知徹底は昨今は活字離れが進み、高齢者にはですね、文字が小さく熟読しにくいとまで言われております。広報きほくよりもテレビ放映のほうが良いとの声がたくさん寄せられておりますが、紀伊長島区と海山区ではですね、ZTVの加入料金の格差も生じておりますね。長島では要らないけれども、紀伊長島では要らないけれども海山区は要ると、そのようなことからして、格差是正にも向け、誰もがですね等しく行政放送が視聴できるよう、もっと積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、町長のご所信をお伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

すでにケーブルテレビに加入されておられる世帯は、さっき言いましたように、長島区は多いですね。ケーブルテレビ網は各ご家庭の近くまで電送設備が整備されておりまして、いつでも加入可能な状態となっております。引き続き加入促進のための低価格な加入キャンペーンをZTVにおいて実施されるようお願いしていくとともにですね、町が企画している行政放送ふるさと紀北町等の内容の充実を図って、その放送を魅力あるものにすることが、加入促進を進める大きな要因であってですね、引き続き喜ばれる行政放送にしていきたいと思います、そのように考えております。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

町長、ご答弁ございました。魅力ある行政放送にしていきたい。魅力があるからこそ、行政放送を見たいと、こういう方がどんどん増えてくると思いますね。さきほど私も申しましたように、そういう方ですね、今後少しでも低額で加入できるように、全力で取り組んでいただきたい、こう申しておきます。

次に、2点目ですが、高齢者、障害者等へのきめ細かな説明についてでございますが、さきほどのご答弁では積極的に高齢者や障害者へ働きかけ、説明会等を実施していくのご答弁もございました。それについて具体的にどのように取り組まれていくのか、高齢者だけの所帯等情報が届きにくいと考えられる世帯を含め、行政と自治会や民生委員等が連携し、その地域に密着した方々の協力も得ながら、受信体系に対応した正確な情報が届くよう取り組むことも必要ではないかと思いますが、町長におかれましてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

老人会とかね、障害者団体等にまずお話をさせていただきまして、それで周知の方法や内容等十分に協議をさせていただきですね、それで今後の対応を進めていきたいと考えていますが、いずれにいたしましてもですね、きめ細かな対応が必要な方々でありますので、こう

いう方々はね。関係者の方々に協力を仰ぎながら、これを進めていきたいと、そのように思っております。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

いろいろ方向づけ見ながら進めていくという、町長のご答弁でございましたので、次に移ります。

さきほど町所有建築物、建物の影響により受信障害を及ぼす恐れのある世帯の把握については、これらはそういう障害があれば国、県等の相談のうえ、今後対応していくと、こういうご答弁でございました。そういうことからですね、今後、私ちょっと受信に関連しましてお伺いいたします。

地上デジタルテレビ放送エリアの目安によりますとですね、尾鷲中継局からのエリアでは、紀北町の国道42号線沿線ではですね、ほとんどと言っていいぐらいカバーがされておられません。町長ご承知だと思いますが、特に紀伊長島区ではですね、すべてが受信できない状況です。こういうことからしますと、紀伊長島区では98.1%の世帯がケーブルテレビに加入し、地上デジタル放送が視聴できますが、携帯移動体向けのサービス、通常ワンセグと言いますが、これにより携帯電話のほか自動車に組み込まれているテレビ、パソコンなどで、乱れない映像が受信できるために、外出先でも地上デジタル放送が楽しめます。

特に、緊急災害時には電話が混み合っつながらない状況でも、確実に避難経路や安否情報など受信ができるため、生命、財産を守るための重要な情報端末となります。受信エリアから外れているところの対応について、どのように取り組まれているのか、お伺いしますが、町長もご指摘のようにほとんど国道、これ国道なんです、海山から長島に向けて、もうこれがエリアにぜんぎり入ってないんですね。

そういうときに、さきほど申し上げましたように、災害が起きたときに停電なんかしますとですね、家庭のテレビなんかでは情報が見られませんね。そのようなときには、この今のワンセグが重大な活用条件となってまいります。そういうことからですね、今後、このエリアをどのように町長としては、エリアの中に入っていない部分をどのように考えておられるのか、取り組まれようとするのか、それをお伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

放送エリアの目安は町といたしましても、議員がおっしゃられたとおりであると聞いております。デジタル放送受信エリア外であっても、ケーブルテレビに加入されている世帯は、デジタル対応テレビや、デジタルチューナーの購入等により、視聴が可能となります。

一方、ケーブルテレビに未加入の世帯の方であっても、これまで共聴テレビ施設等を活用して、アナログ放送の視聴が可能であった地域は、共聴テレビ施設の改修、デジタル対応テレビやデジタルチューナーの購入等により、視聴が可能であると聞いておりますし、どうしても視聴できない地域に対しては、衛星を使ってデジタル放送が視聴できる環境を整備する検討を進めているとお聞きしておりますけれども、議員ご指摘のようにですね、携帯移動体向けへのサービスが受けられないエリアも多いことから、引き続き国、県にエリア拡大を要望してまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

エリア外になってくるところ、今、衛星放送でもカバーしていくと言われていましたけども、これも総務省のほうの内容を見てみますと、暫定的だそうですね。もう永久的にそういうことは行わないと、暫定的に行うという方向づけでございますので、これからいけば、もうそれはいつまで経ってもエリア外は受信できないと、携帯端末ではね。そこらのこと特に

ね、町長、これもう災害緊急時に重要課題として活用できるものでございますので、特に国、県に強く要望していただいてですね、自分たちの難聴地区がないように、これを進めていただきたいとこのように考えております。

次に、4点目に移ります。悪質商法への対応についてでございますが、いろんなところに出向きですね、啓発を行っていくというようなことございましたので、これはそのようにできるだけ具体的に対策を立てていただいてですね、啓発していただきますよう申しおきます。

最後の5点目でございます。もう大量廃棄が予測されるアナログテレビについて、どのようなりサイクル対策に取り組む方針かということで、さきほどご答弁いただきました高齢者や身体の不自由な方々は、郵便局まで出かけてですね、リサイクル券を購入していただければですね、町職員がそのリサイクル券と1個につき1,000円の搬送料をいただく、それで何

とか対応していくようなご答弁ございました。

ですがですね、町長、実際に高齢者が郵便局まで行って、そのリサイクル券を設けるのに、もっとわかりよい説明というのですか、例えばテレビ1個でいくらくらいのお金がかかるんだとか、これは具体的に言うのはもうどうなのかもわかりませんが、そこらの誰もがわかりよいという今後の廃棄処分の仕方、そこらの説明をですね、わかりよいように説明をお願いしたいんです。担当課長にでも、できれば結構でございますので、はい、よろしく願いします。

川端龍雄議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

このですね、家電リサイクル法は、その目的といたしましては一般家庭からですね、事業所から出る、出される家電製品についてリサイクルシステムを確立してですね、効率的なりサイクルと廃棄物の減量を図ることを目的としてですね、平成13年の4月に制定をされました。

その中で、その家電リサイクル法で定められている品目といたしましては、テレビ、冷蔵庫冷凍庫、エアコン、洗濯機の4品目でございます。それらの排出する手続きにつきましてはですね、新しい家電製品に買い換える場合はございますが、古い家電製品の排出についてはですね、その店の方が引き取ってくれると思いますので、その店の人に相談をしていただきたいと思います。そのときにリサイクル製品とか、収集運搬ですね、お金が支払われることになろうかと思えます。

次にですね、買い換え以外で排出する場合がございますけれども、これについては郵便局に行って家電リサイクル料金を支払っていただきまして、リサイクル券を購入していただきます。その場合に郵便局ではですね、排出する家電製品のメーカー名とか、その大きさですね、テレビですと、インチ、何インチとかですね、それから冷蔵庫冷凍庫であったら容量、リットルですね、それとか洗濯機やエアコンではですね、メーカー名等聞かれますので、それらを控えていっていただきたいと思えます。

それから次にですね、そのリサイクル券と排出する家電製品を持ってですね、さきほど町長が言いましたけれども、海山区には前柱地区に海山不燃物処理場がございます。それから紀伊長島区には加田地区に環境衛生センターがございますので、そこに運び込んでいただきたいと思えます。

あとですね、そのときに大変申し訳ないんですが、運搬手数料としてですね、1個 1,000円をお支払いをしていただきたいと思います。以上のような手続きが必要になります。

なおですね、平成21年、来年の4月から法の改正がございまして、プラズマテレビとか液晶テレビ、それから衣類乾燥機もですね、その対象品目として追加をされる予定でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

今、課長から具体的な廃棄の仕方等ご説明いただきました。もう一步突っ込んで言いますとですね、さきほど言いましたように、高齢者や身体の不自由な方が自ら郵便局まで出かけることができない人がおるとお思いますね。そこにリサイクル券持ってこんならんわけなんですけども、そのリサイクル券を購入することが、言うたら可能でない方、そういう方々や、また家庭においてはですね、重いテレビを自分と屋内から屋外まで出すだけでも大変やと、そういう方々の対応をどのように考えておられますか、ちょっとお伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

リサイクル券の購入はですね、身内の方とか、それから介護していただいている方に、お願いするということが考えられます。

それから、その室内からこっちテレビを移動するときにはですね、なかなかできない場合には、屋内であっても軒先であっても職員がお手伝いをさせていただきたいと思っています。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

丁寧な対応がございました。そこ今言ったように、屋内であっても屋外であってもという、ご答弁でございましたが、その連絡は環境管理課にとって、そういうことを対応していただいでよろしいですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのとおりでございます。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

やはりですね、高齢者や身体の不自由な方が、今身内、家族が対応していただきたいと、こういうようなご答弁でございました。これら身内、家族が、また介護者等がまだそこまでない方もみえると思います。そのような方にもですね、今のような相談の窓口となって対応していただきたいと思いますが、この点についてどうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういう方はごく少ないと思いますけれども、そのときにはですね、全員で誠実をもって対応させていただきたいと考えます。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

それではですね、もう最後になりましたので、私も関連質問をもう1点だけさせていただきます。本町の公共施設における地上デジタル放送の移行について、どのように今後取り組まれていくのか、それらについてはテレビの保有台数や、また買い換え、チューナー等で対応等把握ができているのか、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まず、本庁と総合支所においてはですね、本庁では6台、総合支所においては4台を所有しておりまして、デジタル対応かどうかは今のところ対応しておりませんが、今後そのテレビの買い換えが良いのか、それからチューナーの追加が良いのか等を検討いたしました。2011年があれですね、限度ですよ。そのアナログ放送が終了するまでに、よく検討して対応したいと考えております。

川端龍雄議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

本町においては6台、4台と、このようなお答えございました。そこに、またそのほかにもですね、町で管理しているようなところはないんでしょうかね。例えば、公民館は公民館なんかで教育委員会で管理するんですか。そういうふうなもろもろの公共的なところで扱っているそういうものもあると思います。そこらも今後、この今言ったように、いずれにしても2011年には費用がかかってくるわけですから、テレビ買い換えるんか、チューナーにするにしても費用がかかってくるわけですから、そこらの把握も今から準備しておいていいのではないかと、このように指摘しておきます。

昨今、さきほど12月3日のこれは朝日新聞でございましたかね、こんな見出して載っております。「地デジ受信機無償支給倍増へ、景気悪化受け支援拡大、政府与党は12月2日、2011年7月に始まる予定の地上デジタル放送で受信に必要なチューナーの無償支給対象を、NHK受信料の全額免除世帯、約260万世帯に広げる方針を固めた。当初は生活保護受給世帯、約120万世帯に限る方向だったが、景気の悪化が深刻になり、低所得者を広く支援する必要があると判断した」一部割愛させていただきます。「新たに無償チューナーの支給対象となるのは、市町村民非課税の障害世帯120万世帯と、福祉施設などの入所者20万世帯、地上デジタル放送に対応したテレビなどを購入済みの世帯を除き希望者に支給する」このような低所得者に対する広く支援する見通しが出てまいりました。

いずれにしましてもですね、2011年7月24日までにてすね、全町民が地上デジタル放送が等しく視聴できるように取り組まれることを申し上げて、私の質問とさせていただきます。

川端龍雄議長

以上で、中本衛君の発言を終わります。

川端龍雄議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、東清剛君ほか4名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さんでした。

(午後 2時 19分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 3月 5日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 松永征也